

平成21年第4回定例会 吉 岐 市 議 会 会 議 録 (第4日)

議事日程(第4号)

平成21年12月11日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

- 17番 瀬戸口和幸 議員
- 18番 市山 繁 議員
- 3番 音嶋 正吾 議員
- 11番 中村出征雄 議員
- 19番 小金丸益明 議員

本日の会議に付した事件  
(議事日程第4号に同じ)

出席議員(20名)

- |            |            |
|------------|------------|
| 1番 久保田恒憲君  | 2番 呼子 好君   |
| 3番 音嶋 正吾君  | 4番 町田 光浩君  |
| 5番 深見 義輝君  | 6番 町田 正一君  |
| 7番 今西 菊乃君  | 8番 市山 和幸君  |
| 9番 田原 輝男君  | 10番 豊坂 敏文君 |
| 11番 中村出征雄君 | 12番 鶴瀬 和博君 |
| 13番 中田 恭一君 | 14番 榊原 伸君  |
| 15番 久間 進君  | 16番 大久保洪昭君 |
| 17番 瀬戸口和幸君 | 18番 市山 繁君  |
| 19番 小金丸益明君 | 20番 牧永 護君  |

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 松本 陽治君 事務局次長 加藤 弘安君  
事務局係長 瀬口 卓也君 事務局書記 村部 茂君

説明のため出席した者の職氏名

市長 ..... 白川 博一君 副市長 ..... 久田 賢一君  
教育長 ..... 須藤 正人君  
吉岐島振興推進本部理事 ..... 松尾 剛君  
市民生活担当理事 ..... 山内 達君 保健環境担当理事 ..... 山口 壽美君  
産業経済担当理事 ..... 牧山 清明君 建設担当理事 ..... 中原 康壽君  
消防本部消防長 ..... 松本 力君 病院事業管理監 ..... 市山 勝彦君  
総務課長 ..... 堤 賢治君 財政課長 ..... 浦 哲郎君  
政策企画課長 ..... 山川 修君 管財課長 ..... 中永 勝巳君  
会計管理者 ..... 目良 強君 教育次長 ..... 白石 廣信君

午前10時00分開議

議長（牧永 護君） 皆さん、おはようございます。

また、鯨伏小学校の児童の皆さん、本日はようこそ傍聴においでくださいました。ありがとうございます。

本日は一般質問を行います。一般質問は、市議会議員が市長に対して市政全般についての質問や政策を提案する場です。吉岐市が少しでもよくなるように市長や議員が努力している姿をご覧になり、将来吉岐市を担う市長や市議会議員候補として参加をしてください。

ただいまの出席議員は20名です。定足数に達しております。

これより議事日程表第4号により本日の会議を開きます。

・ ・

日程第1 一般質問

議長（牧永 護君） 日程第1、一般質問を行います。

あらかじめ申し上げます。一般質問の時間は、質問、答弁を含め50分以内となっておりますので、よろしく願います。

通告者一覧表の順序によりまして、順次登壇をお願いします。

それでは、質問順位に従い、17番、瀬戸口和幸議員。

〔瀬戸口和幸議員 一般質問席 登壇〕

議員（17番 瀬戸口和幸君） おはようございます。17番、瀬戸口が市長に対して2項目質

問をいたします。

まず、第1項目は、耕作放棄地対策についてでございます。

きょうは、今議長から紹介がありましたように鯨伏小学校の6年生の13名の皆さんが来ておられますので、耕作放棄地というのをぱっと聞かれてわかる方もおられるかと思いますが、もしということで、この言葉について簡単に説明をしたいと思います。

学校でしたら黒板に先生がさっさっさと書かれるんでしょうけど、耕作放棄地というのは、耕す・作る、耕作です。それから放棄する。捨てるという、試合を放棄するとか言いますね、そういう耕作放棄地という、いわゆる皆さんにもお父さん、お母さんが田畑をつくっている方もあるかと思うんですが、その畑、田んぼ等をおるだけ全部つくればいいんですけど、いろんな条件で便利が悪いとか、狭くて今機械等が入りにくいといういろんな状況でつくってない所があるだろうと思うんです。それが放置されて草木が茂ってそのままになっていると。それを今、耕作放棄地と呼んでおりますが。それをできるだけ皆さん有効につくるようにできるように市長さんに考えてくださいというのが私のきょうの質問の趣旨です。そういうつもりでどうぞ聞いてください。

ところで、今耕作放棄地をとらえてみますと、全国で長崎県が一番多いそうでございます。全耕地の27%が耕作放棄地になっているということです。そのうち壱岐では約4,000ヘクタールのうち20%弱がその放棄地としてなっておるといことなんです。そういう状況でございます。そういうことで私なりに最終的にこうしたらどうですかという意味合いで市長にお願いするわけなんですけど、その前にそれと関連することで、何でこんなに耕作放棄地が発生したかという面から掘り起こして考えていきたいと思います。私なりの意見でございます。5項目ございますが。

まず、皆さん御存じのとおりここ10数年前から国の政策として、せっかく田んぼはあるんだけど米が余ってしょうがないので米をつくらなくて飼料とか大豆とか麦とかをつくってくれということもありました。これも一つの原因かと私は思っております。

それから、2項目めとしまして、工業化社会になりまして非常に日本が急成長して、都会で製造業に必要なのでということで皆さんそれぞれ出て行った関係で人手が不足した。それに伴ってそれを継ぐ人がいなくなって、本当に農業に従事する人が年とってしまったということもあるかと思えます。それから、その後機械化が発展しまして、機械が出入りするのに不便な所は自然と残されていくということもあるかと思えます。それから実際につくる品目等換金作物ですか、これに当たる物がないと自然と金が入る物に集中していくということからすると自然と偏ってしまうということです。

そういうことで特にこの四・五項目挙げましたが、このうちで後々提案することに関連することで、利便性の問題とか実際につくる作物の関係で市長に考えてきていただきたいということで

後展開していきたいと思います。

それで、この耕作放棄地を解消するために国もしくは県等でいろいろ施策は講じられております。端的に言いますと、耕作放棄地を解消して実際にみんなにつくってもらうために補助金を上げますからそれなりに頑張ってくださいということなんです。それを大きく分けると、この国、県の施策として一番力を入れるというか重点的になっているのが、いわゆる畑、田んぼを貸す人は貸してください、それを借りてつくる、耕作田を開くという利用権設定とっておりますが、借りて耕作地を解消して作物をつくるというのに国、県は主に力を入れてるようです。それがかなわない人については何か耕作放棄地を解消するためにある組織をつくった、その組織の人に依頼してやればその組織にお金を交付しますと、大きくはその2点になるかと思います。その細部につきましては、借りて営農する場合については、その経費が6万円以上かかる場合と、その以下の場合に補助額が、一例ですが10アール当たり3万円とか、それ以下の場合、10万円以上かかる場合は5万円以上ということ、それから、それに対していろんな機械を使うときは機械はプラスアルファで補助しますと。それから、その後につくる作物によってもまた補助もしますという、そういう施策になってるかと思えます。概要的には以上でございます。国、県のですね。

そこでこの今述べましたように国、県の施策というのは今申し上げましたように第1項目を利用権設定した場合、最低5年間利用権設定した、そして解消する場合についてを考えますということ、それから解消のために作業体に依頼して組織でやってもらったものについてだけ考えますということで、実際個人で自分でやろうと、自力でやろうというのについては考えられてないわけです。そういうことで、それに対して市として何か考えられませんかというのが私の一つのお願いというか考えでございまして提言でございます。

それから、先ほども問題点で挙げましたように、進入進出するのに機械化されたために利便性が悪いのが自然と耕作放棄地として残っている。そのためには、その進入進出のための道路整備等についても何か特に考えていただけないか、補助をです。それから、もう一つは、実際換金性のある作物、何かつくるのを推奨するといいますが、していただけないかと。一例、今までではハウスの施設栽培、メロンとかイチゴとか結構あるんですが、これもある程度皆さん御存じのとおりそう大々的にやれるもんじゃない。手間も暇もかかるということで、制約されてるということです。そういうことで提言的にまとめますと耕作放棄地の解消のために個人の支援というのを考えてもらえないか、補助の復帰とか進入路等の整備、営農定着のための作物の支援というのを考えていただけないかということが市長への質問でございます。どうぞよろしく申し上げます。

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 17番瀬戸口和幸議員の御質問にお答えをいたします。

耕作放棄地の解消対策について3点ございました。きょうは先ほど申されますように鯨伏小学校の児童の皆さん方が傍聴に見えておりますのでなるべくわかりやすいように答弁申し上げたいと思いますけれども、この問題については少し難しい一般質問のときにおいでになったなと思っております。

まず、壱岐市の耕作放棄地の概要を申し上げたいと思います。

壱岐市の遊休農地は、平成20年度は99.9ヘクタールございました。現在、平成21年11月末では89.5ヘクタールでございます。これは市の農地流動化奨励事業あるいは県の振興公社事業等で漸減傾向にございますけれども、全市的に遊休地は散在しておりまして、特に主なものとして集団化している農地もございます。例を申し上げますと、刈田院地区でございます。これはただいま県営補助整備事業として計画中でございます。柳田の木田、田原、初山の梅津、新田、こういった所に集団化した耕作放棄地、遊休地が見受けられます。遊休化している農地は面積が狭隘なためあるいは排水不良等が原因と思われれますが、畑の遊休地につきましても52.8ヘクタールございます。そして、以前は耕作放棄地であったわけでございますけど今はもう既に山林平野化している農地といたしまして639ヘクタールございます。こういう壱岐の現状でございます。

さて、第1点目の耕作放棄地の解消のための国及び県の支援を受けるには規制が多く恩恵にあずかりがたいと。特に個人が実施可能な市独自の支援策を構築・制度化してほしいという御質問でございます。

耕作放棄地解消のための国の補助事業といたしまして、再生利用緊急対策事業というのがございます。これは要件といたしまして、直径が6センチ以上の灌木が生えている。2番目にはチェーンソーを用いた伐採が必要である。3番目にバックフォアを用い伐根が必要等の要件でございます。これは復旧費が10アール当たり6万円以上10万円未満の経費に対しまして3万円の補助がでございます。さらに、土壌改良資材や営農定着支援といった条件に適合する項目に取り組んだ場合の加算措置もございます。ただし、これは壱岐が一番取り組んでおりますところの大豆、麦、飼料作物を除外するということでございますので非常に厳しいかなと思っております。

また、国の基準を満たさないものにつきましては県の事業として人力による草刈り等軽い作業でいい。2番目には、太い根や地下茎の除去が要らない。深耕の必要がない、放牧でもよいなどの要件を満たし解消する場合に有効利用促進事業の名称で復旧費が、これは県でございますけど6万円未満の経費に対し3万円の補助がでございます。

国、県いずれも実施計画の作成が必要でございます。これは現地の現地確認、利用権設定、耕

作放棄地の面積把握、復旧前後の写真、再生作業の見積もりといった事務作業に加え、交付決定後の実施に当たっては3社以上の見積もりをとって業者を選定する。事業実施日程の確認、作業風景の写真、作業日誌の記帳等、さらに事業完了後においても実績報告書の作成等々の事務処理が必要になります。

議員が言われるとおりこのように多くの採択要件や制約に縛られるため個々の農家が取り組みにくく感じることはございます。確かにそれはございますけれども、やはり公費を使うということでございます。やはり明確な根拠がなければいけない。そしてまた実績の証拠もなければいけないということでございますので、ぜひ御理解をいただきたいと思ひますし、積極的に国、県の事業を活用していただきたいと思っております。

市も大変厳しい財政状況でございます。国、県の補助事業が存在する中で市単独の支援策の構築、制度化は考えておりません。しかしながら、農業者の皆様には既存の市単独補助事業、これは4分の1でございますけれども、小規模圃場整備事業、暗渠排水整備事業、農用地取りつけ道路整備事業等を有効に活用していただきたいと思っております。

2番目に、耕作放棄地の解消の一助のために市民が興味を示す、いわゆる換金性のある栽培品目の奨励を考えてほしいという御質問でございます。

まず、耕作放棄地に至った経緯を考えますと、やはり高齢化、後継者不足、耕作条件不利地等々、そして先ほど議員申されました、きっかけは転作であるとかそういったこと等々も要因と考えられます。長崎県全体の耕作放棄地率が27.1%に対しまして壱岐市においては約半分の13.3%にとどまっております。先ほど議員がおっしゃったとおりでございます。このように壱岐市が県下で低い数値を示している要因といたしましては、市独自の事業として取り組んでおります農地流動化の奨励施策の効果、これは現在471ヘクタールが農地流動化の対象となっております。こういう効果が顕著にあらわれている結果であると思っております。しかし、耕作条件不利地については作業効率の面から担い手農家等の借り手から敬遠される傾向にあるため、耕作放棄地解消の可能性が極めて低い状況でございます。

議員御要望の耕作放棄地解消の一助のため市民が興味を示す、いわゆる換金性のある栽培品目の奨励を考えてほしいという件に関しましては、裏を返しますと農家がもうかる品目を奨励してもらいたいということになるかと思ひますけれども、もうかる品目がこれだと言えるものはございません。また、市が品目を指定して農家に推進するものでもないと考えております。

現在、壱岐市農協は、営農振興を図る上で産地化を目指し、重点的に取り組む作物といたしまして、アスパラガスを中心とした施設園芸や露地野菜等がございます。市といたしましては、これらの品目に対し国、県の補助事業を活用していただく形で支援をしているところでございます。

議員御承知のとおり農業は見た目以上に厳しい職業であると思っております。特に過去におい

ては換金性の高い作物に取り組んだものの失敗された事例もありますので、特に慎重を期する必要がございます。当然のことながら農家の意欲はもちろん、収入を上げるための技術力や多額の設備投資も必要となりますので、経済が低迷するこのような時期はことさら経営感覚をもって対処することも重要だと考えているところでございます。

3番目に、小規模耕作道の受益面積条件の緩和はできないかということでございます。

小規模耕作農道整備は、農業基盤の整備を図り農業近代化事業を促進するため、小規模耕作農道整備事業に資することを目的といたしまして、採択要件を申し上げますと受益面積が1ヘクタール以上の集団農用地において耕作道路整備を必要とし、かつ、公共性の高い農道としてでき上がり幅員が3メートル以上及び50メートル以上であることとなっております。また、事業の条件及び施工方法といたしましては、小規模耕作道に係る用地については市に寄附するものとする。

2番目に、事業の施工上必要な機械作業は市で行い、資材に対する経費は市が負担する。

3番目に、路面整備及び砂利の敷き直し等に要する労務についてはすべて事業主体の負担とする、いわゆる受益者の負担とするということでございます。となっております。

議員御指摘の小規模耕作道の受益面積条件との緩和をとのことでございますが、現行の実施要領は基本に置きますけれども、地形等の諸条件を考慮しながら受益面積の要件や延長等につきましては可能な限り柔軟に対処したいと考えておるところでございます。よろしくお願いたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 瀬戸口和幸議員。

議員（17番 瀬戸口和幸君） 私が質問し損なったのまで触れていただきましてありがとうございました。

それで、冒頭、市長が申されましたように、県、市の支援の方法を有効に使うだけやってくれということなんです。それはもう重々わかっておりますが、ただ、国、県がそれぞれの施策をしてるのに、皆さんなぜそれにのってこないのかということから考えてみますと、先ほど申し上げましたように利用権設定というのがあるんです。5年間は必ず借り手と契約をしてやるということからしますと、こちら辺でみんな足踏みするのがあるような気がするんです。

ということは、借りるほうは1回5年間だけ借りればあと、言葉は悪いですけどほたればいいわけです。貸したほうはたまらんわけです。ということは、まあ、借りた人は5年間最低限何すりゃいい。だからつくっているうちに病害が何すればまた新しい所見つければいい。それから、最近機械化されてるもんですから圃場全体を使わないで機械を入れるためにUターンとか何とかするために使うためにそこが5年間のうちに荒れてしまうわけです。それから圃場、真四角なら

いいんですけど曲がったりなんかするとロータリーかけたり何かしよるうちにいいところだけ使  
いやすい、ロータリーでかきやすいいところだけなんして隅々が残ってしまうと、そういうのがあ  
るもんだからです。だからお互いに借り手と貸し手の何だと思うんですが、そういう何で利用権  
設定という一つのネックになってるんです。それから、個人的にあそこなら非常に果物植えたり、  
こじんまりと野菜植えたりするのにいいんだけど、出入りできないため個人でやりたいけど、先  
ほどから国、県の条件というのは非常に制約があるもんだからできないということでお手上げに  
なってる。

ということからすればこの耕作放棄地解消に非常にネックになってるということなんです。そ  
こら付近を考えて市としてそれを救う何として考えてはどうですかということをお願いしてるわ  
けなんです。

それから、換金作物ということなんですが、私はちょっともうかるという、ちょっと言葉が過  
ぎたようなこともあります。もうかる何とかというのはあればいいんですけど、それまでいかな  
ければやはり耕作放棄地解消のために市として何かこういう物をつくったらどうですかというこ  
とで奨励したらどうですかということになると思うんです。市長も御存じかと思いますが五島市  
ではツバキを市が事業主体になってそれを農業する人にツバキの苗を配付して、それから、ツバ  
キの実を集めてそれを絞ってを椿油をするという契約をして、それから開発公社と県あたりが支  
援してる、そういう体制で5年計画でやってるわけです。それに類することが壱岐でも考えられ  
ないかということなんです。

ということで、聞くところによりますと、今壱岐ではユズが今不足しているみたいです。長嶋  
邦昭さんあたりが中心になっておられますが、本人に数日前に聞きましたところ壱岐全体として  
ユズが不足していると。特に壱岐協業組合のユズリキュールあたりをつくるのに非常に欲しがっ  
ておられるということで、五島はツバキですからそれに対して同じツバキでも何でしょうからユ  
ズ等もどうだろうかということも考えられないかということです。

それから、私なりに考えたのは、菜種はどうだろうかということでちょっと調べてみますと菜  
種油は、それからバイオに使えるわけです。それであれなら大々的にできるんじゃないかと思っ  
たんですが、植えつけまでは機械化できますけど収穫等に機械化ができないと。大反別になると  
機械化がいかにかできるかということが非常に問題になります。やる気になれば機械もあるんじ  
ゃないかと思っております。

ただ、営農センターに聞きますと、菜種を大々的につくってもらおうと困るとですってというよ  
うなのがある。ということは、今、種とりですか、種苗会社から依頼されて、それぞれ農家が種  
を採取してるわけです。これに影響するそうです。周りにそういう菜種とかつくられると。農協  
として今年間3,800万円稼いでいるそうですから、それにちょっと影響があるからそこら付

近の調整も必要になるかと思うんですが。まあ一例を挙げましたけど、奨励作物として本当にもうかるというのはちょっと横に置きまして、表現としてちょっとまずかったかと思いますが、耕作放棄地の解消の一助として市として五島みたいにツバキの例を何して奨励品目、そういう事業が起こせないかということを考えていただきたいと思います。できればです。

小規模耕作道については、いわゆる利便性、機械とか車の出入りのために小規模耕作道をできるだけ有効に何して耕作放棄地解消のためということ。実績を聞きますと平成20年度に2件あっただけで平成21年度はまだないようですね、それが。はい、300万円と、それから60万円のそれぞれ資材も含めてあるんだけど、平成21年度についてはまだ全然実績はないということ聞いておりますので。そういう緩和してできるだけ使って、小規模耕作道をつくるように実施していただきたいと思います。

それで、今、換金作物といいますか、作物に対しての考え方、それから1項目のいろんな利用権設定に関しての問題点等を考えまして、市長がどうお考えがお聞きしたいと思います。

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 耕作放棄地の解消の補助事業についての件でございますけど、やはり利用権の設定を5年間というのはやはりさっき議員もおっしゃいますように開墾をしたわ、すぐにもうまた元に戻した、また荒れるというようなことを防ぐためにある一定の期間を耕作するという目的で利用権設定というのがあると思います。確かにそういった面で使い勝手は悪いかと思いますけれども、この事業もことし始まったばかりでございます。一つ少し様子を見させていただいておる次第でございます。やはり国、県の補助事業があるのにそれを緩和した形で市が単独の補助事業をするというのは、これはやはり私は有効な財源の使い方ではないと思っている次第でございます。

それから、換金性の高いそれもありますが、特産品といいますか、そういった物をという御提案でございます。「JA壱岐市」と協議をいたしましていろんな角度から先ほどおっしゃいましたユズ等々いろんな品目について所管課で検討させたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 瀬戸口和幸議員。

議員（17番 瀬戸口和幸君） 1項目めの国、県の補助、そういう事業をおざなりというか、言葉にするわけじゃなくて申し上げますように個人でこじんまりとやりたいときなんか、考えられないかという何です。そこら辺でちょっと、国、県ともすべてじゃないからそれをセーフティネット的に何かできないかということでございます。

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 今から大変財政も厳しくなっています。やはり今からは選択と集中という考え方を持って、これには投資するよ、こっちはそうじゃないよというような、やはりことをしていかないと財政がもたないと思っているところでございます。そういう意味で先ほどから申し上げますように国、県の補助があるのは有効にそれを使っていたきたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 瀬戸口和幸議員。

議員（17番 瀬戸口和幸君） 有効に使うのは何でございますが、その国、県にできるだけ、先ほどから申し上げます個人でやりたいのをできるように働きかけ、地域でやればそれなりに網羅できるという何で柔軟性を持って進めてもらいたいと思います。

それと、もう一つ考えは、これだけ国、県のありながら意外と皆さん知らないということがあるようです。そこら付近をPRしてできるだけ働きかけ、農業委員会等を中心にやっていただきたいと思えます。

この件については以上で結構でございます。

次の項目に移ります。次の、2項目めは防災及び国民保護への対処体制についてということでございます。

これもちょっと要約しますと、防災というのは、災害です、台風とか地震、津波とか火事とか起こった場合の防ぐため、もしくはそれが起こった場合、救難とかいろいろありますがそれに対してのことで防災です。それから、国民保護といいますのは、端的に言いますと今日本は平和なんですけど、おかげさまで。ほかの国から侵略される、ゲリラとかミサイル攻撃とかテロとか暴動とか起こった場合、それに対しどう対応するか、防災及び国民保護への体制について市として起こった場合、市民皆さんの生命と財産を守るために対応する体制をぜひ考えてほしいというのが私の次の質問の趣旨でございます。

それで、申し上げましたように防災とは言いましたように地震、津波、台風、大雨等、高潮とか火災等、それから国民保護というのは今申し上げましたとおりでございます。それで、この災害もしくはこういう侵略等の特性としまして後々の私の提言に関連しますので触れてみたいと思えます。

この災害というのは、意外と不意に起きてくると、あらかじめ予想できるのはあります、台風とか大雨とか最近メディアで予測を流しますから。それに対してはあらかじめできますが、問題になってくるのは不意の場合どうするかということになるかと思えます。それから、国民保護関連でも外国からの侵略なんですけど、これもある程度は予測は可能です。最近の国際情勢とか、

もしくはいろんな情報によってある程度の予測はできるんですが、意外と不意に起こる場合がある。特にゲリラとか、それから私が一番心配してるのは難民です。ということは近隣諸国で騒乱とかが起こった場合、意外と難を逃れて来る人がおるだろうと。その場合どう対応するのかというのがあるかと思います。それで、今申し上げましたように予知可能なものについてはあらかじめ避難とか避難指示とかできます。不可能なものについてが特に問題になってくるかと思います。

そこで、予知可能な場合、不可能な場合について、特に行政としてどう対処するか。そこらが非常に問題になってくる。俗に言う危機管理体制が実際にできているかどうかというのが論点でございます。その対処のための組織づくりをし、任務分担を明確にし、対処マニュアル等を準備して、実際に災害発生時にその組織が実際に機能することができるかというのが問題でございます。それでこういう起こった場合の対処の段階としてちょっと考えてみたいと思います。

第1段階、第2段階があります。第1段階としては、実際に起こった場合、その対処するまでの、どう対処するか、要領の決定、第1段階です。また後の細部については触れます、どういうことか。第2段階は、それに対して実際に救難救助するための対処対策、これが第2段階になると思います。第1段階の対処実施の決定までの要領の段階ですが、実際にどこでどういう事象が起こっているのか、情報収集があるかと。じゃあ、その情報をどこで何がどういう状況か、物的被害だけが人的被害かに対してそれを実際に分析して実際にそれぞれに周知、開示する必要がある。それから、それに基づいてじゃあどう対処するかと、対処要領の決定です。どういう手段でそれを回復するかということになるかと思うんです。第2段階の対処実施対策としては実際に救難救助、避難とか消火とかを実際どこでだれが対処するのか、そこら付近が問題になるかと思えます。自治体でやればいいんですけど、消防団に頼まんにゃいかん、もしくは警察、海上保安庁、もしくは自衛隊に頼まんにゃいかんとなるとそこら付近の手續の問題があると思えます。

そこで1段階、2段階と分けましたが、意外と見落とされがちなのが第1段階なんです。おろそかとは言いませんがその重要性が見落とされるのが散見されるわけですが、ちょっと一例を挙げますと平成19年度と平成21年度にそれぞれ防災訓練があったわけですけど、平成19年度は県、平成21年度には市で防災訓練があったわけなんですけど。これを見てもみると、これはこれとして私は否定はしません。だけど、あれの内容を見ますと救難とか救助とか第2段階に対処実施対策が中心みたいなんです。そういうことで先ほどから申し上げますように第1段階が意外と大事であるにもかかわらず、意外とそこら付近が実際に組織づくりができて、任務分担が実際にできて大丈夫なのかと。御存じのとおり救難救助というのは時間を争うわけなんですけど、実際に対処実施部を具体化する前にいかに早くできるかというのが重要になると思えます。

それで、実際に先ほどから申し上げますように組織づくりをして、それぞれの人員の任務分担をして、どういう対策、マニュアルづくりが必要じゃないか。うちが一番、マニュアル化されて

るのが救急患者輸送があるかと思うんです。これはもうある程度年間数回あって、それが病院から消防本部に入ってくる、消防本部から県に依頼する、県から自衛隊にということで手続的な面はマニュアル化されているので意外とスムーズにいくと思うんですが、先ほどからあるんですが、実際にじゃあそれ以外で災害が起こった場合どうするか、先ほどから申し上げますように対処要領、決定までの第1段階、何回も申し上げますが情報収集とか分析解析、それから対処方針の決定までを実際にやって第1段階では組織づくり何回も申し上げますが任務分担をしてマニュアル化して、実際それを皆さんが任務分担に従って演練というのも必要じゃないかというのが私の提言でございます。

以上、1回目の質問を閉じますが、市長の見解をお伺いしたいと思います。

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 防災及び国民保護への対処体制についてという御質問でございます。危機管理というのは行政の最大の任務だと思っているところでございます。御質問の中で予知可能な場合、予知が不可能な場合、そしてマニュアルはできているのかと。特に第1段階の対処決定のマニュアルはあるのかということでございます。まず予知が可能な場合のことを申し上げます。

災害が発生し、または発生する恐れがある場合には、壱岐市地域防災計画に基づきまして災害対策本部等組織の編成、要員の確保を行い、災害の規模に応じて必要な職員を配備、動員しているところでございます。災害対策本部の構成につきましては、本部長を市長とし、副本部長に副市長、教育長、本部員に各理事9名で構成されておりまして、その下部に各部門ごとに班編成を行いまして、各課長等を責任者として業務分担を定めております。警報などが出た場合に直ちに警戒本部を置くというふうにいたしているところでございます。

職員の対応要領につきましては、防災体制、職員行動マニュアルを作成しておりまして、職員の参集基準及び配置体制をとっております。本年7月の豪雨災害を受けまして、その体制について防災関係機関の協力を得ながら見直しをしたところでございます。

また、国民保護につきましても、市民の生命、身体及び財産を保護する責務があることから、これは予測不能な場合になるわけでございますけど、武力攻撃事態等への対処として国民保護計画に基づき市対策本部を設置し、本部員及び本部職員の参集を行い、事態の状況を踏まえて活動に当たるとともに、今後実施する壱岐市防災訓練におきまして取り入れられるよう訓練について取り入れていきたいと考えておるわけでございます。

昨日の質疑の中で、今回補正に上げております全国瞬時警報システム Jアラートでございますけれども、昨日総務課長からこれは有事の場合だということで申し上げましたけど、それに大地震 大地震も入っておりますことをここでつけ加えさせていただきます。初動態勢につき

まして決定体制につきまして議員の御提言も参考にいたしまして今後危機管理に当たってまいりたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 瀬戸口和幸議員。

議員（17番 瀬戸口和幸君） 今市長の答弁では、予測可能な場合について、こういう体制はできてるということ述べられましたが、業務分担はできてるということなんですが、実際に本当に対策本部を立てるときは市長が長だと思います。副市長が副だと思います。が、実際本当に今ありますと言われましたが本当にあるんですか。 そうですか、ありますか。じゃあ、実際その配置について任務分担、どこの、理事さん、前は部長だったですけど、どこの理事がどういう業務をやるんだ、先ほどから申します情報収集はどこがやるんだ、それを分析して分掌化するのどこがやるんだ。それから対処するのを自治体でやるのか、消防にやってもらうのか、先ほども申しあげました自衛隊まで何しなきゃいかんのか、それをだれがやるのか、そこら付近まで明示されていますか。そうであれば、私が勉強不足だったと思いますが、それまで今言ったようなことが実際に細分化されているかということなんです。ということと私はそれがあれば、実際それを皆さん、二期的に考えておられて、当面の業務に一生懸命でしょうけど、先ほどから申しますJアラート 全国瞬時警報システムというのは、どうも消防庁からうちの市に流れてくるまで30秒かからないみたいですね。30秒で行政無線で、地震が起こりました。もしくは外国からどこどこに上陸したようですなんてした場合、30秒の間に壱岐市として、住民から「おい、ああいうのあったけど、どうしたらいいんだ」という問い合わせがあったとき、実際すぐ対処できますか。ということは、それなりのなんであらかじめ業務が決められておっても、ある程度、演練なり実際にやってないと対応できないと思います。そういうことで、そういう任務分担等できておればいいんです。ただ、先ほど申しますように、今までの防災訓練は実際の実働的なのに集中していたから、この次は第一段階のほうをやられてはどうですかということが私の提言でございます。

そういうことで、もう時間も余りありませんので、それをやるとすれば、もう申し上げますが、どうやったらいいのかと。今、総務課の澤田係長と松永さんがやっているみたいですけど、実際に企画実施まで移すためには、いわば初めてかと思えます。

それで、私の提言なんですけど、私の前の職場で「CPX」というのがあるわけです。コマンド・ポスト・エクササイズ 指揮所演習というのがあります。師団長もしくは連隊長が長で、そのほかS1からS4まで、総務人事、それから情報関係作戦それから補給関係等でそれぞれの年に必ず1回ないしやります。それと今言った2名ぐらいを体験入隊等で入れて見学させて、こういうやり方でなにするのかと参考にされたらどうかと思っておりますが。市長、どうお考えで

しょうか。

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 先ほど申しますように、危機管理というのはもう本当に重要だと考えております。重要だというよりも最大の責務だと思っている次第でございます。

先ほど議員御指摘のマニュアルがあるのかというのは、ここにございます。後でお上げしますのでごゆっくり読んでいただきたいと思います。確かに「アラート」のようなときに、じゃあ30秒以内で市に来る。じゃあそれを、1分以内で全世帯に送信できるのかといったような、そういったものについては、通報システムの問題もございましてお答えできませんけれども、やはりそういったことも想定した訓練をしなければいかんということをしている次第でございます。

実は、ことしの7月24日の未曾有の大水害がございました。私はそのときに博多におりまして、最終便で帰ってきたわけでございますけれども、あれは予期できないじゃなくて予期できたわけです。したがって、あのときも当然市の職員はこの防災体制に基づきまして行動を行いました。そしてしかし、さらに改善点があるということで、9月1日現在でこの見直しを行いまして、職員行動壱岐市防災体制、職員行動マニュアルというものを9月1日付でつくっております。先ほど来、CPX等も御提言ございました。危機管理につきましては、先ほども言いますように議員の御提案等々、十分に参考にいたしまして市民の方々の安全安心を守っていきたいと思っている次第でございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 瀬戸口和幸議員。

議員（17番 瀬戸口和幸君） 私の調査不足の面もありましたが、最終的には、いかなる場合でも市民の生命財産がいち早く対処できるように、それなりの体制を整えていただきたいと思います。お願いしまして私の質問を終わります。

〔瀬戸口和幸議員 一般質問席 降壇〕

議長（牧永 護君） 以上をもって、瀬戸口和幸議員の一般質問を終わります。

議長（牧永 護君） ここで暫時休憩いたします。再開を11時5分とします。

ここで鯨伏小学校の皆さんが退場されます。きょうはわかりにくい言葉が多かったと思います。学校に帰ってから、先生ともう一度勉強してください。本当にありがとうございました。

午前10時51分休憩

午前11時05分再開

議長（牧永 護君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。質問者並びに答弁者をお願いします。マイクを十分活用されるようお願いいたします。傍聴者のほうから聞き取りにくいというお話がっておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

次に、18番、市山繁議員。

〔市山 繁議員 一般質問席 登壇〕

議員（18番 市山 繁君） 18番、市山繁が市長に対しまして一般質問を行います。

通告に従いまして、大きくは1点、質問の要旨に小さい項目で5点上げてあります。これは長いのですが、わかりやすく上げてありますので、順次質問をいたしたいと思っております。

それでは、質問の第1点、吉岐市立病院改革委員会答申（案）についてでございますけれども、この件については、なかなか難しい問題で、私も勉強不足のところがございますけれども、よろしくお願いいたしたいと思っております。

1、吉岐市市民病院改革委員会が3回の会議で審議され、去る10月9日に最終答申書が市長に提出されております。市長はこれを受けて、市内4カ所において病院改革についてのタウンミーティングが開催され、病院職員の進行で市民病院の今後の経営状況と答申の内容の説明があり、会場からの数名の質問もあつておりましたけれども、「きょうは報告と説明」ということで、約1時間半ぐらいでこの会場も終わっておると思っております。

市民は経営の厳しさと市長の答申の独法化に沿って改革を進めているということで、独法ありきの説明だったように受けとめた市民も多いと思っておりますが、これはあくまで答申の案ということでございますが、議会の議決で案が決せられると思っておりますけれども、この答申の案でございますが、市長は中身についても見直すところがあるだろうと思っておりますが、もしある場合は見直されるのかどうかお尋ねをいたしたいと思っておりますが、しかしその中で答申は私は丸のみしてないと。答申のとおり、来年4月1日の独法化には時間的に間に合わない。それに理事長の選任も厳しいと。理事長の選任ができないと先には進めないということでございました。

そしてまた、答申では、理事長は公募とされているが、公募で来るようなものではない。大学をお願いをして実現をしてみたいとされてました。理事長も大学の関係者をお願いをしないと医師の招聘もできない。医師の招聘の厳しさが骨身にしみた。当初の市長のマニフェストとは医師の招聘論とはちょっと後退されたように思っておりますが、今の市長の御苦労はよくわかります。労いを申し上げたいと思っておりますが、市長は理事長選任も医師の招聘もすべて大学に依存されているようでございますが、大学側の感触と見直しはどうであるかお尋ねをいたしたいと思っております。

ます。

また、長委員長は答申書の前段のとおり、独法化は来年4月1日に実施すると期限を示されておりますが、長委員長は全国でも病院改革をされた方とお聞きしております。独法化については準備作業に時間を要することは十分私はわかってあるだろうと思っておりますが、短期間で実施するのは無理でございます。市長が言われるように、時間的に間に合わない。そしてまた、医師の招聘についても理事長の選任についても、自信ありげに私たちは聞こえておりましたが、有名なその委員長のことですから、医師の確保と理事長の担保はされておることだろうと私たちは思っておりましたが、それはなかったのかどうか。

そしてまた、答申提出から2カ月ぐらいたっておりますけれども、長委員長より市長にアドバイスや、また支援策があつておるのかどうかお尋ねをいたしたいと思っております。主に大学の感触とそして長氏の医師に対する担保、そしてまた、その後のアドバイスがあつておるのかどうかをお尋ねをいたしたいと思っております。

次に、2項目ですが、独法化により現在の病院職員は非公務員となって給与体系も改革されるわけですが、答申書には行政職の給与の水準の再検討も同時取り組むと求めてありますが、市職員も諸手当の廃止とか削減も行われておりますけれども、非公務員となる病院職員とのバランス等の対策や協議はどのようにされておるのかお尋ねをいたしたいと思っております。

そしてまた、その中で職員を実際の職務より上級に格付する、いわゆる「わたり」といいますか、その見直しに、これも言及されておりますけれども、本市はその「わたり」がどのくらいあるのかお尋ねをいたしたいと思っております。

次に、3項、答申の医師の招聘についての中で、大学の連携や協力体制の構築は必須と考えられると示されております。病院改革は医師の招聘が主眼であり、医師の招聘には医師・看護師の仕事がしやすい、また病院職場の環境づくり、同時に安心安全の市民に信頼される病院の特色づくりが今後の課題と私は思っておりますが、現在、市民病院の医師も厳しい処遇の中で頑張っていると思っております。市民病院の医師数も非常勤を合わせて、これは通告には13名としておりますけれども、これ合わせて18名であります。長委員長は、医師の20名体制と言われており、医師1人確保すれば、年間1億円の増収となると言われておりますが、今回、大学へのお願いされている医師の招聘は、現在の医師を含めた目標の不足者だけのお考えなのか。また、答申の今回の独法化の改革を望んでいない医師・看護師がいるものと聞いております。また、独法化の改革で医局から現在の勤務医の引き揚げがなされた場合の危惧や、それによる退職者も出てくるかもしれないわけですが、そのようなときの予想と憂慮はされておるのかどうか。そのときの対策はどのように考えておられるのか、私が老婆心でございますけれども、お尋ねをいたしたいと思っております。

次に、4点目、答申書に病院職員への十分な説明をと示されておる中で、各職員との理解と納得が不可欠であります。改革に対する考え方や今後の方針を速やかな対応とされておりますが、また職員との団体交渉は公開で行い、市民に公開するとあります。職員には答申前も後も意見交換や説明があっていないと聞いておりますが、また医師会についても意見交換をされて、連携についても早く協議をされる必要があると私は考えております。

市長は、理事長派遣のめどを得たら、職員への説明や議会提案へ進むと言われておりますけれども、議会は議決機関でありますので、それでも結構ですけれども、職員には今までの経過や市長の方針等については、職員の不安を除くためにも、そしてまた、やはり予備知識も私は必要ではないかというふうに考えているところでございますが、これについてもお尋ねをいたしたいと思っております。

私は、病院改革を实践するには、その担い手となるのは、何といたっても病院の職員であると私は思っております。私は今回の独法化は制度としては決して悪くないというように考えておりますけれども、思っております。今回の改革案によりまして、職員全体に刺激を与えて、そして今までの公務員体制を覚醒されたということは私も思っております。しかし、今回の改革では、改革の経緯の変更、いろいろな違いがあったですね。その疑問点や急激で強制的な感じで職員や市民に動揺を与えたのは私は事実であるというふうに思っておりますが、そのような気持ちの中で、独法化の準備作業、ハードルの高い準備作業についていけるかどうか、それが私は問題であると思っております。その点、お尋ねをいたしたいと思っております。

それから、5点目になりますが、これはかたばる病院は別に上げたいと思っておりましたけれども、答申書の中にあるわけですから続けて上げております。

答申ではかたばる病院については、介護老人保健施設への転換が示されております。しかし、市長はかたばる病院の今後の方針は医師会や有識者との意見交換をしていきたいとおっしゃっておりますが、それは当然のことと私も思っております。しかし、これは私は提言でございますけれども、以前から吉崎市では2つの病院経営は無理という意見もあっておりました。が、この際、現在の医療型療養病床48床を吉崎市民病院敷地内に病棟を新築し、機能統合するのが私は適切ではないかというふうに考えております。一部門化することによって、医師の当直、事務、管理部門の共通経費の圧縮また放射線とかいろいろな検査、そして薬局、そしてまた薬の仕入れが今分担されて少ない量を高く買っておる、そうしたことも一元化すると安く買える、仕入れられる、これはもう当然であると思っておりますが、そしてまた給食の委託が不要となります。給食の委託といっても、職員は採用されるだろうと思っておりますが、そういうこともございますし、医師についても共有できるところもあるだろうし、医療の質から見ても患者にとっても、理想の策と私は思っておりますが、市長の御意見をお伺いしたいと思っております。5点、お願いします。

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 15番、市山繁議員の御質問にお答えをいたします。

市民病院の件につきまして、5点御質問がございました。苓岐市立病院改革委員会答申書についての5項目の御質問でございます。

市山議員におかれましては、平成18年12月に苓岐市病院事業運営審議会委員として、苓岐市民病院の苓岐保健医療圏における役割や今後のあり方について検討されておりまして、市民病院について熟知されているところでございます。また、当審議会が平成19年9月に出されました苓岐市民病院の役割、あり方に関する報告書、答申でございますけれども、改革の必要性を訴えられております。したがって、改革の思いは私は一緒だと思っております。したがって、今回の御質問は、その改革の手法 これはスピードを含めたものでございますけれども、それについての御質問と思っております。

各質問にお答えいたします前に、タウンミーティングでも申し上げましたが、改革の大前提をお話したいと思っております。なぜ改革が必要なのかということでございます。私は、まず第一に、市民の皆様の医療ニーズに対応するためには、市民病院に医師が足りないと思っております。現在、医師の方々にはそういう医師が足りないということで過重な負担をおかけしております。市内の民間医療機関では対応できない医療、こういったものを極力市民病院で提供できる病院として、市民の安心安全を担保する、つまり医師を確保する、これが第一であると思っております。

次に、経営の健全化を図るということでございます。平成20年度で申しますと、病院会計へ市の一般会計からの繰入額は4億4,600万円でございます。わかりやすいように100万円単位で言わせていただきます。4億4,600万円が一般会計から病院に入っております。そのうち2億6,400万円が地方交付税で補てんをされております。

したがって、真水と申しますか、いわゆる市の本当の持ち出しというのは1億8,200万円でございます。20年度は1億8,200万円の税金を投入しているということでございます。それに加えて、その資金投入をした上で平成20年度の苓岐市民病院の赤字は2億2,900万円でございます。したがって4億1,100万円の赤字が出ているということでございます。これは交付税を除いてそれだけ出ているということでございます。そして、現在、累積赤字が16億2,200万円に上っているわけでございます。こういう状況でございますので、これをまず申し上げて答弁をいたしたいと思っております。

けさの西日本新聞では、西海市立病院の民営化が市長の公約に反して平成21年民営化するというようなことで今朝の新聞に載っております。そういった事態を起こさない、惹起しないという強い決意で私は今回の病院改革を公設公営でやるうとしているところでございます。

まず第1点目、1、答申書を丸のみにしていない、それから長委員長は医者を担保しているのか、理事長の選任の感触はどうかということでございます。

まず第1点の理事長の選任の見通しと感触はどうかという御質問でございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、彦根市立病院の改革については、医師の確保が最大のポイントであります。経営力があり、医師の招聘ができる理事長を選任することが重要で、経営力と医師確保の両面で高く評価できる方を理事長として招聘すべく、関係大学に御紹介をお願いいたしているところでございます。

私は1年半医師の確保に駆け回りましたが、大学にしか医師はいないということ強く感じております。したがって、関係大学にいろいろ御紹介をお願いしているところでございます。彦根市民病院の目指す方向を御説明し、熱意を持ってお伝えしながら努力いたしておりますが、予断を許さない厳しいものがございます。現段階では具体的なことを申し上げるに至っておりませんが、御報告ができる状態になり次第、御報告申し上げたいと思っておりますので御了承をお願いいたします。なかなか該当者が見つからないというのが現状でございます。

それから、彦根市民病院におきまして、長委員長は今回の答申を出すに当たり、医師を担保しているのかということでございますけど、それはございません。ただ、彦根市民病院の改革方針を提言したということとどまっております。そして、今、長委員長からは独立行政法人化に向けて作業手順や人事財務調整等の情報をいただきながら御指導をいただいているという状況でございます。

2点目の独法化により病院職員は非公務員となり給与体系も変わるが、一般職員はどうかということでございます。答申書では、全庁一体的な改革の進め方として、行政職における給与水準の再検討など、さらなる行財政改革に同時に取り組みされることを求めるとございます。この対策をどうしているかの御質問でございますけれども、独法化、いわゆる独立行政法人化するしないにかかわらず、行政改革は絶えず推進しております。職員の給与につきましては、一割縮減の公約を掲げておりましたが、現在特例的な減額措置も実施しておりますし、給与水準の見直しにつきましては、適正な給与水準の設定という観点から、既に見直し検討しております。

具体的に申しますと、先ほど申されました級別標準職務表、これは一定の役職になると昇格するという表でございますが、逆に申しますと、一定の役職にならないと上の級には上がれないという表でございます。それを上げさせるのが「わたり」という、先ほどの言葉でございますが、現在「わたり」はあります。（訂正発言あり。P153）ある一定の相当職というのがございまして、役職につかなくてもその相当であるということで「わたり」で昇格をしているという現状がございます。これにつきましても、今職員組合と協議に入っているところでございます。

3点目でございます。病院改革は医師の招聘が主眼である。非常勤を合わせて18名であるけど、20名の医師の確保はできるのか、また独法化ということになって医師がやめるのじゃないかという、そういう御質問でございます。

医師の確保につきましては、現在の常勤医師数13名体制でございます。加重労働の緩和策と医療法上の必要医師数を満たすために常勤換算で約5名の非常勤医師を雇用しております。換算で5名ですから実数はかなりいらっしゃるわけでございます。今後の医療体制につきましては、常勤医師20名体制を目標にしておりまして、現在勤務していただいている常勤医師を含めて考えております。

現在、勤務していただいている常勤医師の協力を最大限にいただかなければ経営形態の見直しも実現できません。先生方や派遣大学医局の御理解をいただいて改革を進めていきたいと考えておりますが、派遣大学につきましては独法化をいたしましても派遣は続けるという確約をいただいているところでございます。

退職等の危惧や予想はどのことでございますけど、これが一番不安に思っているところでございます。ぜひ現在の先生方には退職などということはおっしゃらずに御理解いただき、勤続をお願いしたいと思っております。

ところで、このような心配をしないようにすることも今回の改革の主眼であるとは私は思っております。会社経営するに当たりまして、社長はこうしたいと思っても、こう言ったら社員はどう思うじゃろうかという会社経営ができるのでしょうか。私は、社長がこの方向に進みたい、ついて来てくれと言ったら、全社一丸となってその方向へ向かう、こういった体制をいつかはつくらなければならない。まして、市民の血税でございます。一刻も早くそういう体制にしなければならないと考えているところでございます。これは私自身、自戒の念で申し上げているところでございます。

4番目の答申後の改革に対する病院職員の説明、医師会との意見交換は必要ではないかということでございます。

病院関係者の医局、職員への説明につきましては、早い時期に実施すべきと考えております。しかしながら、先ほど申しますように、理事長が確定しなければ独立行政法人は幾らやろうと、あるいは議会に議決いただいてもできません。やはりこの理事長が決まるまでは現在のままで一部適用という形で、その中で改善を進めていくという方法しかないと思っております。独立行政法人化の前提条件となる理事長候補となる方、責任者となる方のめどがついた段階で説明をしたいと考えている次第でございます。その段階で市民病院独法化の時期、方針を説明し、御理解、御協力を得たいと考えております。

なお、独立行政法人への移行に伴う勤務条件、給与体系等の概略を示す必要がありますので、

早期に準備室を設置し、準備作業に着手する予定といたしております。

また、かたばる病院の介護老人保健施設への転換という答申の具体化のための医師会との協議についても、市民病院の方向性が定まった段階で開始したいと考えております。

理事長が招聘がおくれた場合、独法化スタートまでの空白期間が生じた場合の考えはどうかということでございますけれども、先ほど申しますように、理事長が決まりますまでは現状体制で経営の効率化に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。医師会につきましては、現在のところ、医師会に申し出ましたけれども、医師会としては、しばらく静観するというお返事をいただいております。また、独立行政法人については、組合みずから、私以上に勉強されておるようでございます。

次に、5番目のかたばる病院についての件でございますけれども、かたばる病院につきましては、改革委員会より介護施設等への転換の答申を受けておりますけれども、政権交代の結果、医療型療養病床については、以前と違いまして、縮減方策を凍結されている状況にございまして、このような状況も加味しながら今後医師会との協議を重ね、慎重に進めていきたいと考えています。

吉崎市民病院の統合につきましては、私も当初、議員がお考えのように人件費及び共通経費の縮減のことから、統合したらいいんじゃないかと考えておったところでございますけれども、その後、医療関係者にお聞きしたり、あるいは勉強していきます中で、市民病院が目指す2次医療、いわゆる急性期医療とかたばるの療養型、いわば慢性型医療との共存につきましては、医師・看護師、あるいはコメディカルスタッフも含めて対応が非常に厳しいという指摘がございます。しかしながら、御提案の趣旨については排除するものではございません。今後研究をさせていただきたいと思っております。

私は、今改革をしなければ将来に禍根を残す、次代を担う子供たちから何をしているのかと言われてはならないと思っております。行政の怠慢は許されないという信念で今日の改革に取り組んでまいります。どうぞ御理解をいただきたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 市山繁議員。

議員（18番 市山 繁君） るる説明がございましたが、まず長委員長は答申の初めに独法化についてこう記されております。「吉崎市では、市長を初め、議会及び関係者の敏速な判断と決断により、再生可能な状態で新たな出発点へ臨める状況に至った事実を敬意を表したい」と、こういうふうに言われておりますが、市長はそうであったかもしれませんが、議会では一度しか、一方的な説明を受けたような気がいたしておりますが、当初から長委員長の私案でとしか私は感じておらないわけでございますが、経緯は今までのいろいろなぶれがあったようござい

ますが、御承知のとおりでございますけれども、わずか3回の審議で725万円という費用をかけ、各項目の末尾には、こうした答申についてはいろいろあるわけですが、必須とかこれが必要であるとか、そうすべきであるというふうになっております。その後については責任を私は持たれない、そのくらいのことなら私たちの改革プラン審議会においても、報告と同じであって、違うのは独法化スタートの記述だけであったと私は思っております。答申後は市長の決断と議会の議決と言われておりますが、その程度なら全適でも資料を見ればすぐわかるわけですが、最終委員会でも7人の委員から意見と経過についても私は聞かれると思って期待をしておりましたが、それどころか7人の中の3人が欠席、そしてまた長委員長は「了承を得た」と言われておりますが、私はそのようなものではないと思っております。長委員長の私案のものを受けとめられても仕方がないと私は思っておりますが、欠席の委員も、当初から依頼者は離島であるということはよくわかっておったはずと思っております。そんなに多忙なら最初から受け持たなければいいわけですから、というふうに考えております。それに1人ぐらいは壱岐市内からも有識者を入れるべきであったと。壱岐市の状況を知らずに外部ばかりに頼って、本当の壱岐の離島の医療の改革が私はできるかと思っておりますので、その点についても、これは答申書が出ておりますが、市長の御見解をお尋ねいたしたいと思っております。

そしてまた、それに長委員長も、答申後もある程度はお話をしておられるということですが、今どうなっているかというような打診もして、よいと私は思っております。

コンサルタントというものはそういうものですから、もう普通が。そして独法は全国の離島の公的病院でも見られておりません。県内でも全適、ほかの離島も一部適用でございます。西海市は本土になるわけですが、それは人口の多い都市部と人口の少ない離島の違いであって、また壱岐市のこうした小規模な病院には私は適切でないというふうに聞いておりますし、私もそう思っております。理事長が独法化と思って壱岐に例えば来られても、状況を見て、これはしばらくの間、一部適用か全適にしてから独法化のほうに進んだがよいかもしれないというふうな考えが起こるかもしれませんが、そうしたときには市長は理事長の見解にお任せされるかどうか、これは無礼でございますけれども、お尋ねいたしたいと思っております。

それと、独法になって職員の非公務員というのは先ほど言われたとおりでよく協議されていただきたいとかように思っております。そして、3点目については、現在医師は13名と非常勤が5名おるわけですが、その方たちが当直や救急の対応をされております。非常勤医師が激務をカバーしていただいているわけですが、経費としては給与費が割高となっております。そうした給与比率の高くなっている中で、正規の常勤医師が確保されれば経営状態もよくなるわけですが、先ほど申しました1人の医師が確保されれば1億円の増収と言われていた中で、市長は先ほど20名の中と言われておりますけれども、それが可能であれば私も結構

と思っておりますが、これはなかなか難しいということでございますが、これについても一生懸命頑張って早目に理事長の選任をしていただきたいというふうに思っております。

それから、4項目、理事長の選任のめどが立ってからと言われておりますけれども、それは私は一般から言うと逆であると思っております。理事長の選任の前に独法について全職員を初め、医師へも説明して意見交換をして、医師会においても先ほど申しました連携の協議もすべきであると私も思っておりますし、その市長との取り巻きだけでは何もできていかないわけですから、管理職は市長の行動に反対と思っておっても反発はできない立場にあります。職員はそうではないと私も思っておりますし、よく説明をして相手の理解を得て、実行に移すのが私は道理と思っておりますが、その点についてもお尋ねいたしたいと思っておりますし、どこの職場も同じと思っておりますが、組織は上司と部下が信頼し合って、その目的に向かって自分の職場でその能力を発揮していくのが目的を達成されるわけでございます。

そうしたことで、理事長の選任が長引くようであれば、現在の一部適用という市長がおっしゃってりましたが、一部適用は市長が管理者であるわけです。そうしたことで、市長も行政で非常に山積する諸問題も多い、目が届かないのは私もそう感じております。

前の市長のときも私はそういうことを申しましたけれども、管理者が病院からも壱岐市立病院改革プランの素案が今年の3月に作成されております。法は一部適用とか全適とかございますけれども、法は別として、この際思い切って市長は一部適用で理事長でありますけれども、せっかく管理監も指名してあるわけですから、そしてそうしたプランも立てておられるわけですから、権限と指揮をある程度任せていければどうだろうか。そして職員を信頼して自分たちが改革プランを作成しておるわけですから、自分たちの責任で私はやると思っておりますし、市の職員の全職員も協力するのではないかと私も思っております。そして、職員も看護師も責任が出ると行動も違ってくる、サービスも違ってくると思っておりますし、自分の職場をつぶすような、なくすようなことは私はしないだろうと思っております。内容がそのうちによくなってくれば全適もできるし、そしてまた、いろいろ研究するうちに独法化には独自のシステムとか、その他の問題でいろいろ準備や金もかかりますし、時間もかかります。そうしたことで、模様を見ながらこれに移行するということで、選任ができるまでは、やはり市長も管理者ということはわかっておりますけれども、一生懸命仕事をしているのに指揮指導ができないわけです。そうしたことをある程度改革されて進んでいただきたいと思っておりますし、そしてまた、いろんな団体から今回請願も出されております。これは民意として受け取っていただきたいと思っておりますが、市長の御見解をお尋ねしたいと思っております。

そして、かたばる病院については、いろいろ見直しや何やあっておりますけれども、私もこれは提言でいたしたわけでございますけれども、総合的な機能を有する市民病院の一部門化によっ

て、先ほど申しましたように共通定義の圧縮、そしてまた運営赤字の一般会計の繰り入れが大幅に私は縮減されると思っておりますが、これは来年から補助金がなくなるということで、それは前年度赤字額の55%、そしてまた病床等の交付金があわせて60%ぐらい、約6,000万円ぐらいは補助金があるようでございますが、これがなくなると大変なことになるわけですが、そうした改革によって、やっぱり六、七千万円は削減できると私は思っております。そしてまた、少しの負担は医療存続のためですから私も仕方ないというふうに考えております。

そして、病院の移転についてですけれども、これは必要面積は大体1,100平米から1,200平米ぐらいが必要ということを知っておりますが、市民病院内の奥の院内の駐車場の付近に、私ちょっと見てみましたけれども、少し手を加えれば、そのぐらいの面積はあるように感じております。これは計算しますと平米二十五、六万円にしても約2億7,000万円ぐらいですか、約3億円ぐらいですかね、なります。そしてまた、それに機械とか備品とか入れても3億円ぐらいとなりますが、これを20年で起債をしますと、年間1,500万円ぐらいですから、これは医療体系が変わって医療収益が上がると、このぐらいは支払いができていくんだろうと思っております。

現在、かたばる病院については、市長がおっしゃるように、医師会関係者にいろいろ相談されてよいと思います。あとの療養型についてはゆっくり考えていただきたいと思っておりますが、この点について、再度お願いをいたしたいと思っております。

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 長さんが今回どうにもならないうちに立ち上がったことは敬意を表するということにつきましては、私だけの考えじゃないかということでございます。それはそうではなくて、やはり改革に、先ほど申しますように19年9月に市山議員が所属される審議の答申が出ております。その後、全然動いてなかったということで、私はそういう答申に対して動かなければ何もならないんだと思っているわけでございます。ですから、今回改革をしようと立ち上がったことに敬意を表されておると私は思っている次第でございます。

それから、たった3回で725万円もつたいないじゃないかという御意見でございます。私は、審議会というのは回数とか期間とかではないと思っております。この725万円が高いか安いかは、私はこの改革案を実行するかどうかにかかっていると思っております。先ほど言いますように、「皆様方の税金が毎年1億8,200万円も、何年も何年も続けていいのか」、私は「許していただけない」と思っているわけでございます。確かに救急医療とか、市が負わなければならないその負担は赤字と私は考えておりません。しかし経常的にこれだけの金を毎年毎年継ぎ込む、これは許されないと思っているわけでございます。

それから、委員の方が欠席したりなんかということでございますけど、現在はメール、ファクス等々でございます。頻りに連絡をとって、そこに会わなくても今は会議はできるということで御理解をいただきたいと思っております。

そしてまた、独法が失敗した場合は、また全適に戻るかと、戻りなさいということでしたでしょうか。私はそのバックは考えていません。今の段階で独法が失敗したらどうしようとか、そういうことを考えてはそういう制度は私は導入はできないと、これを成功させるという気持ちでおるところでございます。

それから、理事長が決まらなければ説明できないというのは順序が逆じゃないかということでございます。これは見解の相違でございますが、私は理事長が決まらなければ独法はできないと申し上げております。その独法ができるかどうかわからんとに私は説明はできないと思っております。やはり方向性を決めて初めて説明ができると思っております。

それから、部下を信用しなさいというようなことでございます。これはもう市山先輩の経営者としてのアドバイス、私は信頼をしているつもりでございますけれども、任せなさいと、その辺が足りないのかもしれませんが貴重なアドバイスとして謙虚に受けとめさせていただきます。

いずれにしても改革というのは痛みを伴います。私は、将来のためにこの痛みを分かち合っていたいただきたいと思うわけでございます。

それから、請願につきまして、民意と考えてくれということでございます。それは請願というのは議会に出されておりますので、議会の方に考えていただきたいと思っている次第でございます。

また、先ほど、「わたり」があると申しました。すみません、これは私は昔の職員組合をしておりました時分に通称言っておった「わたり」でございますが、「わたり」はないということでございます。いわゆる国家公務員で言う「わたり」ではないということで訂正をさせていただきます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 市山繁議員。

議員（18番 市山 繁君） 先ほどの審議会に私もおりましたけれども、実行されていないじゃないかというようなことでございますけれども、これは当時の市長に決断がなかったからできなかったわけです。そして、また独法化では日限をしてあるけれども、日限をしなさいということは頼まれておらんわけです。そういうことで私たちは移行しなさいということをおっしゃる。これはもう一緒ですけれども、素案が出ておりましたけど、それも一緒と思っております。

それから、説明が逆でないかということのちょっと相違と言われましたけれども、私は理事長が来てからじゃないとそれは、もう具体的な説明はこれの答申書に沿ってやられるわけですから

結構ですけれども、自分はこういうことを考えておる、そうしたことで皆さん方の予備知識を与えるために説明はすべきじゃないかということ言ってるわけです。それで逆とか遅いとかじゃなくて、そういうことを私は考えております。

そして、また、「わたり」のことはよくわかりました。

あとは、かたばる病院については私も、そりゃなかなか難しいことと思っておりますけれども、大体市民もそういうふうを考えている方が多いと思っておりますし、私もそのほうが一番理想ということはさっきから申し上げておりますように考えております。

それから、何度も言いますが、本当は市長も一生懸命やっておられることはわかりますけれどもやはり、何遍も言いますが管理監がこうしたこともやっておりますし素案も出ておりますから、一遍そういうふうな状況で半年でも1年でもちょっと権限を与えてみたらどうですか。私はやってみて、「いや、これは私は素案は出したけど難しかです」というと「絵にかいたもち」になるわけですから、市長が「絵にかいたもち」と言われておりますけど、やらせんと絵にかいたもちもつくるもんもないわけですから、その点はやっぱ思い切って改革されようとされておるわけですから、ちょっと管理監あたりとも相談して、私はやってみて、「おまえたちは本当にこういうことを出したらやられのか」というぐらいはおっしゃっても結構と思いますから、その点をよく相談されていきたいと。私もせっかくの改革ですから、その間の準備期間としてどうですかと言っておるわけですから、その点ひとつよろしく願いいたします。

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 十分検討させていただきたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 市山議員。

議員（18番 市山 繁君） 請願については、そりゃ議会で所管の委員会もございますからそれは当然のことでございますけれども、こういうことが出ておりますから市長も考慮していただきたいということでございますから、ひとつよろしく願いいたします。

これで終わります。ありがとうございました。

〔市山 繁議員 一般質問席 降壇〕

議長（牧永 護君） 以上をもって市山繁議員の一般質問を終わります。

.....  
議長（牧永 護君） ここで暫時休憩をいたします。再開を1時といたします。

午前11時49分休憩  
.....

午後 1 時00分再開

議長（牧永 護君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

3 番、音嶋正吾議員。

〔音嶋 正吾議員 一般質問席 登壇〕

議員（3 番 音嶋 正吾君） お昼の時間を過ぎると何となく気分が緩みがちになりますが、気分を引き締めて一般質問をしたい、そのように考えております。市長におかれましても、「おれについて来い」そういう太っ腹の据わった答弁を期待をいたしております。よろしく願いをいたします。

それでは、通告に従いまして、一般質問をいたします。

皆さん御存じのとおり、平成の維新とも言うべき半世紀以上続いた一党中心的な政権にピリオドが打たれました。本年 8 月 30 日の総選挙の結果から、はや 3 カ月が過ぎようといっております。

政権与党になった民主党中心の連立内閣は、補正予算の組み替え、そして、来年度予算案の事業仕分けを公開で懸命に行い、歳出の削減、予算の見直し作業に取り組んでおるところであります。従来の予算編成は中央官庁主導による予算編成であったわけですが、そのあり方を根本的に見直そうといっております。したがって、本市のように地方交付税、国庫支出金の依存度が高い自治体においては、かたずをのんで今後の政局運営を注視すべきであると考えております。そして、また、かつ、政権与党との良好な関係強化に努めるべきであると考えております。

御存じのとおり、そうした中、長崎県政においては金子知事が今期をもって勇退を決断をされております。私にもいみじくもあいさつ文をいただきました。そのあいさつ文の中には「政権与党とのつながりを大切に、県選出国會議員のバックアップをいただきながら県政運営を進めてまいりました。それは本県のような自主財源に乏しい財政構造にあっては国の事業を最大限活用しなければ予算の確保が難しいからである」というふうに述べておりました。そんな中で「一昨年参議院選挙以降、過去 2 回の国政選挙で知事自身自民党候補を応援いたしました」と述べておられました。そのころから知事自身も「政治の流れが大きく変わりつつあるなということを肌で感じ、民主党が優位な情勢にあるということを知っていた」とも述べておられます。それでも知事は「長崎県のためにという強い信念に基づいて行動した結果である。そのことが民主党の皆さんが快く思わなかったことは当然だろう」と述べておられます。そして、「その責任は私自身にある。かかる状況において身を引いたほうがいい」と判断なさったそうであります。「政治家の出処進退は自分ひとりで決断する」と結んでおられます。私は、この金子知事の心中を察するとき、断腸の思いであられたと察しております。

外国においては5年、10年、政権が変わるということはまれであります。しかし、日本における今回の政権交代、50年以上も自民党が政権与党として守ってきた政権が現実が変わったわけであります。すなわち革命的出来事と位置づけてしかりじゃないでしょうか。大政奉還、いわゆる江戸幕府が崩壊し、明治維新にいったその経緯、私は維新であると位置づけても過言ではないというふうに考えております。

白川市長が彦根市のためにと考えるとき、どのような立場で、また、距離感で政権与党との親密な関係を構築されようとしておられるのかお尋ねをいたします。それともその必要に及ばないとお考えであるのか見解を求めたいと思います。

次に、民主党のマニフェストによりますと、中央集権体制と決別をし、地域が潜在力を発揮して生き生きと輝く地域主権社会の実現を目指すとしております。こうした政権与党の基本理念に即し、本市においても地域の独自性を生かした地域再生計画の立案が近々の課題ではないかと考えます。内政的には国、県に至れり尽くせりの立場ではなく、自分たちで潜在力を切り開くという強い決意とともに、そのような環境整備が求められるというふうに思うのでありますが、いかがでしょうか。

ちなみに、ここで徳島県の上勝町という人口2,000人規模の高齢化率50%の山村集落がございます。この町においては山にある葉っぱや小枝を料亭の料理の季節感を醸し出す「つまもの」として売り出したところ大ヒットしたそうであります。生産者は70歳から80歳のおばあちゃん、インターネットやファクスで受発注し、月に100万円、平均年収で1,000万円も稼ぐ人がいるほど盛況ぶりだそうであります。また、その相乗効果と申しましょうか、お年寄りが生きがいをもって日々過ごすことにより、後期高齢者医療費が1人頭年額62万円である。徳島県24市町村の中で最低で、つまり一番安い医療費で推移しておるそうであります。参考までに申し上げますが、本市においては70万円強であるというふうに認識をいたしております。まさに地域の潜在力を遺憾なく発揮して地方再生に取り組んでいる先進地事例ではなかろうかと考えております。

ただ、ここで問題とすべきは上勝町のように住民をその気にさせて、その方向性と理念を示して牽引していく人材が少ないという問題であります。我が市においてもそうした人材の育成を図るべく環境整備を整える必要があるというふうに考えております。しかるに民主党政権は、地域主権を重点政策と位置づけているので、地方においても我が市においても発想の転換を斬新に行っていくべきであると考えております。

前9月議会でも市長に対し地方再生の取り組みについて市長の見解をお聞かせをいただきましたが、さらに再度こんなふうにしてみたいというお考えがあられましたらお聞かせを願いたい、このように思っております。

次に、地方交付税、国庫支出金、県補助金、県負担金による依存度が高い現況の財政構造を勘案したとき、国、県に対して本市の対応というのを私ながらに考えてみました。私の見解を述べて市長の見解をお聞かせをいただきたいと、そのように思います。

まず、私が第一に壱岐市が取り組むべき課題は、本市は離島であるということであります。本土との渡航手段は海上航路のみであるわけです。高い船運賃の値下げを政権交代を機に国家の重要政策として取り組むよう市長、市議会議員一丸となって行動を起こすべき、そのように考えております。現在の補助システムは運航会社のみ支援になっておるかと思っております。それを通じて間接的に利用者に対する値下げを助長する、そうした政策であろうかと考えております。

また、2点目として、離島が国益上重大な存在であることを主張し、昨日も町田正一議員から御指摘がございましたが、堂々と交付税の割り増しをくださいと、当然の義務を果たせということを下級組織から上に突き上げる、そうした要求をすべきであります。国においては領海権を拡大主張できるのも離島あってこそであると考えております。重ねて強く要求をすべきと考えております。

私は、今回で航路問題は4回ほど質問をしたかと思っております。壱岐市にとってはとにかく航路問題が壱岐市の産業経済の発展の障害になっておるということを共通の認識として皆さんお持ちであると考えております。また、外に対する要求のみならず、市長が政権公約を掲げておられます。歳出の削減も避けては通れない課題であると考えております。市長のまずこの3点に関する決意の一端をお聞かせをください。

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 3番音嶋正吾議員の御質問にお答えいたします。

3点でございます。政権与党との関係強化策はいかにして進めていくのか。市長の現時点での考えを聞かせてくれということでございます。

まず、私は、これまで「政権与党を支持する」と一貫して申し出てまいりました。党を支持することだけでなく政権与党を支持するということを主張してまいりました。それは離島である本市の発展、また、壱岐市民皆様の生活・福祉の向上を図るためにはどうしても政権与党のお力添えをいただかなければならない、頼らなければならぬ、こうしたことから私は政権与党支持を常々申し上げてきたところでございます。

現在、民主党におかれましては、真の地域主権確立のため国政への要望、要請行動について陳情という言葉は使わないと。要望、要請行動ということでございますが、改革に取り組みされておられて、12月5日に民主党県連におきましてその説明会が行われたところでございます。私どもの選挙区におきましては、山田農林水産副大臣の事務所が第3区総支部となり、こうした国

政への要望、要請の窓口になられるということでございます。皆様御承知のとおり山田先生はこれまでの精力的な活動、行動により農林水産副大臣の要職におつきになられました。私はこれまで会合の折に山田副大臣とお話をさせていただき、また、お話をさせていただく機会の設定を常々お願いしているところございまして、山田副大臣にも御理解いただいているものと考えております。今月19日に副大臣が壱岐へお見えになりますのでお会いするということでアポイントをとらせていただいております。

いずれにいたしましても、私は壱岐市発展のため熱意を持って誠心誠意対応させていただくことといたしております。議員皆様方におかれましてもぜひ御協力賜りますようお願いする次第でございます。

2点目に、民主党の政策は地域主権を重視する政策が顕著に見受けられるが、本市としてはいかなる重点施策を上げ地域再生に取り組んでいくのかという御質問でございます。

徳島県上勝町の例を挙げていただきました。これはやはり全国にはこのような手本にする地域がございます。地域の潜在力をいかにして上げていくかということも本当に大事でございます。民主党、すなわち今の政府は、ハードから人へと事業転換を図ろうとしています。まだまだ政策が不透明でございますので国の動向を注視し、また情報をすばやくキャッチして市の政策に活かしていかなければならないと考えております。

現在、本市におきましては、壱岐市総合計画の基本理念に沿って地域再生に取り組んでいるところでございます。その中でも基幹産業である農業、水産業の振興と地場産業の活性化による雇用の確保、そして観光振興と交流人口の拡大を重点的に取り組んでおります。社会経済情勢の悪化と厳しい財政状況の中で一般廃棄物処理施設整備等大型プロジェクトなど懸案事業を抱えておりまして、思うような施策を展開できていないのが現実であります。これからは民主党政権の施策に加えて本市の特徴を活かし、完成しました一支国博物館等の施設を活用しながら観光振興と交流人口の拡大に一層の重点を置いた施策を展開し、地域再生を図ってまいりたいと考えております。

先ほど申されました人材等の育成が必要だということにつきましては現在、一支国博物館、原の辻遺跡を中心にボランティアの育成等々を行っているということは昨日も申し上げましたけれども、このボランティアの方々、こういった人材は一つの手がかりになるのではなからうかと思っておりますし、どのような再生を図ろうとしているのかということでございます。今、私はそういった人材の育成、壱岐市の再生を考えたときに、私はこの壱岐の財産、「いわゆる古代史ぎっしり壱岐」のこの財産を市民みんなが共有いたしまして、すばらしいんだと、壱岐はすばらしいんだということを市民が共有できる、そして自分が自慢できる、そういった市民全員の皆さんが自分の持っております壱岐の宝に気づき、それを活かす機運、その機運の盛り上げが喫緊の課

題だと思っている次第でございます。

次に、3番目に、本市の財政構造は地方交付税、国庫負担金、補助金、県負担金・補助金に依存していると。国政の場へ訴えていく機運を議員両輪の関係となって取り組むべきではないか。特に航路運賃値下げということについて具体的に取り組みに向けての施策と決意について質すということでございます。

現在、航路運賃については、長崎県離島基幹航路運賃対策協議会や壱岐対馬航路活性化協議会等の法定協議会が設置され、私が委員となって協議会に出席して、壱岐市にとってよりよい方向にするよう努めております。国への要望につきましては、政権が変わり、要望、要請等は国へ直接ではなく、民主党長崎県連第3区総支部、つまり山田代議士事務所へ行き、それが県推進本部へ上申され協議が行われるようになりました。また、外部組織として首長、自治体会等を中心に協議会等を設置し、課題を検討する地域代表者会議の設置も予定されております。私としましては運賃の低廉化等について航路対策協議会等あらゆる機会を活用して協議し、民主党県連を通じ要望、要請を行ってまいりたいと思います。

つきましては、市長、議員両輪となって議員の方々と相談しながら、当然のことながら議員皆様方に御協力をお願いしたいと考えております。自主財源に乏しい本市におきましては国庫補助金等特定財源に依存している状況にございまして、行財政改革に基づきあらゆる面で歳出の抑制に取り組んでおりますが、それにも限度がございます。そのため今後も国県補助金等を有効に活用しながら事業を展開していくこととしております。そのためには施策に対する要望や財源の確保を図るため、国政へと要望を行っていく必要がございます。その方法といたしましては、一つに、県内離島市町でつくる長崎県離島振興協議会、五島の井上町長が会長でございまして、私は副会長でございます。その上部組織として全国離島市町村でつくる全国離島振興協議会、これも私は理事をいたしております。これまで離島が抱える諸問題解決のため毎年国の関係各省庁に対し要望活動を行ってきております。政権が交代し要望活動の形態も変わってきておりますが、これまでと同様に離島振興協議会を通じ、また、市議会議員の御協力を得ながらこれまで以上に精力的に国政へと訴えてまいりたいと考えております。離島の存在意義を前面に出して離島の果たす役割というものを国に訴えていきたいと思っております。

話が前後いたしましたけれども、航路運賃の低廉化につきましては「前政権のリプレース、リフレッシュ」この施策が仕分けにならずに来年以降も続くということについて安堵の胸をなでおろしたところでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 音嶋議員。

議員（3番 音嶋 正吾君） 詳細に答弁をいただきましてありがとうございました。

まず、1点目に関しまして、政権与党とのつながり、そうしたことを重視して今後とも取り組んでいく、公人としてのしかるべき回答であろうかと私もそのように承っております。承知しております。ぜひともそうして壱岐市の発展のために寄与していただきたい、そのことを強く要望いたしておきます。

次に、地域主権を重視する民主党の立場においても、本市においてもそうした潜在的能力を引き出す政策をとるべきであるということについては、壱岐市の地理的環境を活かし、また、市長が常日ごろから申されております3月14日の一支国博物館・長崎県埋蔵文化センターを核とした自然系観光、文化系観光の二本立て観光戦略の推進を図り、このことを本市再生元年と位置づけて、官民一体となって連帯感及び意識の高揚を図る、そうした市政で取り組んでいこうではありませんか。この場で総市民の総意、そして壱岐市、そして壱岐市議会、宣誓をしようではありませんか。私は、ここが本当に壱岐市にとってターニングポイントになると、活性化のターニングポイントにすべきというふうに考えております。ぜひとも市長のリーダーシップを遺憾なく発揮していただきたい。そして、市民の皆さんと響き合うように空回りせんようにしていただきたいと、そのように考えております。

そして、航路問題に関してはいろいろ市長も御努力をしていただいております。しかし、私はここで議員と市長と一体になって、この前から申し上げております、霞が関でも民主党本部でも自民党本部でも乗り込んでいって、この壱岐市のこうした姿勢、機運というのを高めていただきたい、そのように考えております。議長も議長席から十分拝聴しておられますので、ひとつそのことも含めて取り組んでいただきたいなと、そのように思っております。

私は、苦しいときに成功の種がまかれておると思うんです。幸せ絶頂のときは人間はわからないんです。勝海舟の言葉にこうした言葉があります、「ことのなるが甘苦のときにある。人のやぶるは多く得意なときにある」いわゆる苦しさを乗り越えていくと本当に力が備わってくると。幸せ絶頂のときにはほぼせるなという意味であろうかと思えます。そうした戒めを心して取り組んでいただきたい。我々もそうしていききたいと。それが両輪の関係ではないかというふうに思っております。そうしたことで簡単にコメントがございましたら市長の見解を賜りたいと思えます。議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 先ほども申しますように政権与党と良好な関係を築いていく、これは私が市民に託された仕事だと思っております。そして、まず霞が関というのは今遠慮しなさいということがございますから、まずは議員の皆様と山田副大臣の所に押しかけていきたいと思っております。次第でございます。

それから、勝海舟の言葉、以前にもお聞きして本当に含蓄のある言葉でございます。今も私は

力を尽くさせていただいているものと思っているところでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 音嶋正吾議員。

議員（3番 音嶋 正吾君） ぜひともそうした行動を、「言うは易し、行は難し」という言葉がでございます。やらなどうもされんですから、やりましょう。

そこで、市長にもっとエールを送りたいと思っています。「正しき者は強くあれ」という言葉がでございます。これは土光登美さん、土光敏夫さんのお母さんの言葉であります。神奈川県に橘学園というのがございます。70歳にしてその学校を創設された、そうしたお母さんであります。その方が「正しき者は強くあれ」正義が悪に敗れる、それは正義を知る人が悪の力を恐れているからである。ただ、みずからの平穩を望み、戦うことに臆病になり、怠慢になってしまうからである。そんなおろかで悠長な考えの人間が多くなると壱岐市は滅ぶことになるかと私は考えております。午前中の答弁でもございました市長が、後の時代を生きる子供たちを今のことをずっと放置してどうしてここの島で生計を立てることができるんでしょうか。私はできないと。今からできることは先送りせずに一步一步積み重ねていきたいと思います。正しい社会になるためには正しきものが強くなければならない、そう信じております。正しいことを知る人がもっと強く生きること知らねばならないと考えております。そうした市長の姿勢であってほしいと考えております。簡単にコメントください。

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 大変ありがたい言葉でございます。私は市民の声なき声、それを大事にしていきたい。そして正しいと信じることについて全力を傾注いたしたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 音嶋正吾議員。

議員（3番 音嶋 正吾君） 大いに期待をしております。そういう決意でございますので、次に移りたいと思います。相反することがございますので、ちょっと市長に見解を賜りたい。

と申しますのは、本市に貨幣の滞留をする政策の実現について考えてみたいと思います。すなわち本市の中に金がとまり、交付税等で国から補助金をもってきたものを島外にいかに出さないようにして島民の所得向上を目指すかという問題であります。合併をして本市においても数々の大小の公共事業、警備、清掃委託管理業務の入札が執行されております。その中で納得し難いことがございます。皆さん一般社会において自分の家のことをまず考えるじゃないですか。そして隣、そして公民館ですね。町、そして市のことを考えるんです。一番かわいがらねばならないのはだれですか、市民ではないですか。今まで数多くの入札がございました。事例を挙げて取り上

げます。

県が一応委託を受けて入札をしております一支国博物館、この中の建築工事におきましても、名前を挙げますと、松尾・梅村・宅島建設共同企業体。電気工事が長崎電業・タカラ特定建設工事共同企業体。空調設備が、山口組・共立商工特定建設工事共同企業体。そして衛生設備、研進工業・長塚工業特定建設工事共同企業体。壱岐市汚泥再処理センターは、アタカ大機株式会社九州支店。芦辺漁港集落環境整備排水管布設工事は、五洋建設九州支社。なぜこういうふうに壱岐市の業者が参入できないシステムになっておるのかと。私は甚だ遺憾であります。壱岐市の業者をなぜ育てようとしなないんですか。市場経済の中で規制緩和の中でどんどん島外の資本が壱岐に流れ込んでおるんです。そして、商店連盟においても大変厳しい経営環境におかれております。本市に企業を置く、本市を本社として営業している業者というのは、すべて税金は壱岐市に落としておるわけです。島外から来て参入した業者は壱岐市に税金は落としてないわけでありまして。そうした観点からぜひとも地元の業者の育成を図るべきと思うのです。指名委員会の皆さん方もいらっしゃるようですが、そうした温かい気持ちはないのかと、育成する気持ちはないのかと、いうことを強く主張したい、そのように考えております。

次に、本市において支店、店舗、量販店等がございます。そうした業者におきましては市税として法人市税が納入されておると思っております。この法人市税というのは均等割の部分と法人税割、壱岐市においては課税標準の12.3%を徴収しておるかと思っております。地方税法では連結決算をすればいいようになっておりますので、恐らくこの法人税割の金額の算定根拠があいまいになっておるのではないかと考えますがいかがでしょうか。この件に関してお尋ねをいたします。

一応2点に関して市長の答弁を求めます。

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） ある意味、壱岐の業者を育てるように壱岐のできることは壱岐の業者にさせなさいということでございます。原の辻関係につきましては、先ほど申されましたように県の入札でございまして、埋蔵文化財センターとの合築ということで県が入札をしたということで御理解願いたいと思っておりますし、考え方といたしましては、私どもは島内でできることは島内で極力やりたいと、やるという方針に間違いはございません。

ただ、先ほど申されましたアタカ大機、これはし尿処理場でございます。これは御存じのように総合評価方式の一般競争入札でございまして壱岐市の業者でも参加できたわけでございます。ですから、これについては御指摘は当たらないと思っておりますし、実は五洋建設の芦辺町の下水道の問題でございまして、あそこは埋め立てでございまして、埋立地を掘削して配管をするというのは都会でも何件か家が傾いたとかいう事例がございます。それから郷ノ浦町でも現実に

掘ったためかどうかはわからないわけですけど、傾いておりませんけど家の下が空洞になってしまったという事例がございます。そういったことで掘削をしないで推進工法という工法でやるといふ特殊な方法をとったために結果として市内の方はその技術がないということで指名をしなかったという事実がございます。今のが建設関係でございます。

それから、本市に支店店舗を有する量販店、遊技場のいわゆる算定根拠が不明じゃないかということでございますけれども、こういった事業主は恐らく 恐らくといいますか会計帳簿上はしかるべく税理士あるいは公認会計士でもって申告をしておるわけですからそういうことはないと思いますけれども、ちなみに壱岐市において市外に本店があり壱岐市に支店等を有する法人については法人市民税を課税しております。また、支店等に勤務する従業員についても個人住民税を課税しているところでございます。法人市民税については、平成20年度決算時点で市内に支店を有する市外法人が61件でございます。法人市民税は法人税割額3,540万2,800円、均等割1,750万1,500円、合計で5,290万4,300円となっております。従業員に対する平成21年度今年度の個人住民税は、いわゆる個人市県民税でございますけど6,849万円となっております。参考までに島外法人等の平成21年度固定資産税額、土地家屋償却資産をあわせて1億2,412万9,800円となっております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 音嶋正吾議員。

議員（3番 音嶋 正吾君） 県の埋文センター・一支国博物館に関しては、参入の機会はあったと、事業主体は県であったということです。それは十分認識をしております。そして、芦辺漁港の環境整備、推進工法、私も多分その工法であるかなと考えておりましたが、やはりJVを組むということも一つの手はあるわけです。真水の部分を壱岐市に何で落とせないのかと私は思うんです。そういう配慮が欲しいと私は申し上げておるんです。自分の家庭を犠牲にして隣の家をよくする、そうする政策はまかり通るかと思っております。その危惧することが今度行われるであろう通信整備事業にも波及するのではないかと考えております。

壱岐の島内紙によりますと、工期が短い専門的技術を有してないということで、ゼネコンに発注をかける、そうした横暴な発言をされた方がいる、いないならば新聞社の記事を訴えていただきたい、そういう考え方というのはいかがなものかと思えますよ。46億円の事業を国費として、そして壱岐市からも合併特例債、そして一般財源を投じるわけです。参入できるようにするにはどうしたらいいかという、まずそういう考え方に立っていただきたい。できることを前提にするのか、どうかしてでも育てていこうという考えに立つのか、そこら辺の頭のスイッチ、切りかえをしていただきたい、そのように思っております。

2番目の税に関しましては、市長御指摘のとおり、私は今の税制上で法人市民税のうちの法人

税割、この部分には盲点があるのではないかと思います。本当にその壱岐に事業所を置いておる企業がそのまま壱岐市に対して申告をする必要はないわけです。そこでもう少し、これは道義的にお願いなんです。税法上は連結で本社を有するところに納めていいわけですので、そこを壱岐市民との商取引でなっていることを全面に出して改善してお願いという形でできないものかなと思います。

そしてまた、企業取締役の方が壱岐市に住民票を置かれないで個人の所得税を壱岐市に入れてない方が仮に来られたとします。そうした方にもお願いをして、税を壱岐市に入れてもらえませんかとできないでしょうか。できないとするならば、今現在、愛郷の気持ちがあれば、ふるさと納税という制度もあるわけですので、そうした観点でお願いをして、こういう財政緊迫の折ですので、頭を下げてでも税収を上げる方策をとっていただきたいなというふうに思っています。どうでしょうか、市長、見解をお願いします。

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 税のほうから先に申し上げます。

税のからくりといいますが、そういった面につきましては、なかなかわかりませんので、一応税の担当者のほうに先ほど言われた趣旨に基づいてできないものかということの研究させます。それから、壱岐に住民票を置いていらっしやらない壱岐の本社の会社の役員の方、この方々には議員おっしゃるように、ふるさと納税という形でお願いをしているところがございます。多額ではございませんけど、何人かしていただいております。

それから、先ほどのJVの問題でございますけれども、今回の五洋建設につきましては、非常に厳しかったということでございます。こちら内容につきましては、また主管課にももう少し説明をさせたいと思っています。

通信基盤につきましては、正直申し上げて、私もゼネコンでなければやれないんじゃないかなろうかと思っております。なぜかと申しますと、これは21年度の事業でございます。21年度事業でございますから、22年3月までに契約をして、22年度中、いわゆる23年3月を過ぎますと補助金を返納しなきゃいけません、1年しか繰り越しができません。ですから、そういうことで1日の猶予もできないということが一つ。それからもう一つは、光ファイバーケーブルでございます。普通の今考えておりますのは、光ケーブルは壱岐では約500キロ敷設しなければいけません。そして光ケーブルの接続箇所が5万カ所接続箇所以上がございます。それをやるには免許が要ります。電気の場合はねじってテープで巻けばいいわけです。しかし、光ケーブルの接続は5万カ所、特殊な機械で特殊な免許がなければいけません。そういったことで、今壱岐市内にその免許を持った人は一人もいらっしやらない。なおかつ、その機械もない。ですから、私は、

しかし壱岐に金を落とさないかんということで、宅内工事1万1,000戸、これにつきましては、市内の業者でやっていただきたいと思っている次第でございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 音嶋正吾議員。

議員（3番 音嶋 正吾君） 真水の部分がのめるように、ひとつ配慮もお願いします。これ以上は申しません。

最後にまとめとして、民主党を中心とした連立内閣は地域主権をうたっております。地域の主権の原理原則は、地域のことは地域で決める、このことに尽きると思います。地域の振興計画を立案して壱岐らしい自分たちが汗を流す、自分たちの島は自分たちでつくるという強い信念を持って取り組んでいくべきであると考えております。

私は、自分の花は自分で咲かせようと、自分の花を咲かせようと。たとえ大きな花は大きな花なりに、精いっぱいみずからの花を咲かせればよいのである。小さい花は小さい花なりに、みずからの持てる思いを全面に出して花を咲かせればよいのであります。地域のことは地域の住民が一番わかると、自分たちの島は自分たちでつくる、これが原則であります。地域主権の尊重される社会の実現を目指し、市民が市長と響き合える、そうした関係の構築を目指していただきたい、そのように思いました。

質問の最後に、市長、壱岐の花を咲かせようではありませんか。そのことを強く要望し、私の一般質問を終わります。

〔音嶋 正吾議員 一般質問席 降壇〕

議長（牧永 護君） 以上をもって、音嶋正吾議員の一般質問を終わります。

議長（牧永 護君） ここで暫時休憩します。再開を2時といたします。

午後1時51分休憩

午後2時00分再開

議長（牧永 護君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。次に、11番、中村出征雄議員。

〔中村出征雄議員 一般質問席 登壇〕

議員（11番 中村出征雄君） 12月定例議会での一般質問も私を含め、あと2人となりました。市長も昨日から大変お疲れのことと思いますが、いましばらくおつき合いのほどをお願いいたします。

それでは、通告に従い、大きくは2点、9項目について白川市長並びに須藤教育長にお尋ねを

いたします。

質問の1点目ではありますが、苓岐市中学校の規模適正化統廃合についてであります。

中学校の統廃合については、平成17年度より取り上げられ、平成19年度に中学校統合に関する懇話会を設置、そして基本事項の調査研究が行われ、旧4町ごとに1校の統廃合計画案が示されました。そして今年2月9日から25日にかけて、市内10中学校でその説明会が開催され、平成23年4月1日の統廃合に向かって現在推進がなされているところであります。

そうした観点から、3点について質問通告をいたしておりましたが、一昨日の総括質疑の冒頭に、12月4日に開催されました芦辺町中学校統廃合に関する協議会に係る報告会会議結果概要報告書をいただきました。その中に私の質問事項についての報告がなされておりましたので、通告内容を若干視点を変え、その報告書も含めて次の4点についてお尋ねをいたします。

中学校の統廃合について、行政報告で郷ノ浦町、勝本町では、具体的な諸準備の作業を行う5つの専門部会を随時実施し、各専門部会で、ある程度固まった内容については準備委員会で取りまとめを行い、次の準備段階に入る予定としておられます。石田町においても、郷ノ浦町、勝本町の準備委員会での決定内容をもとに、今後準備委員会の開催の検討を行います。芦辺町については、第6回芦辺町中学校統廃合に関する協議会が11月30日に行われ、教育委員会あてに決議文が出されました。今後さらに検討を加え、進捗を図る予定としておりますとの行政報告でありましたので、私は芦辺町も含めて平成23年4月1日に予定どおり4町そろって統廃合できるのかについて質問通告をいたしておりましたが、総括質疑の冒頭、市長より、他町同様、芦辺町も中学校の統廃合について、23年4月にスタートすることを理解いただいたという報告でありましたので、その分についての答弁は結構であります。

次に、専門部会での問題点や意見等は出なかったのかどうか、そしてまた、遠距離通学のスクールバスの運行はどのようになるのか、またスクールバス対象児童は全体の何%程度となる見込みなのか、あわせてお尋ねをいたします。

次に、(2)の決議文についてであります。さきにも申し上げましたとおり、第6回芦辺町中学校統廃合に関する協議会で決議された教育委員会あての決議文の内容について、どのような内容であるのかお尋ねをいたします。

次に、(3)中学校の統廃合時期についてではありますが、4校同時期の統廃合を考えているのかの質問についても、同時期統廃合ということであり、答弁は結構であります。

次に、平成23年4月、統廃合をしてスタートするそれぞれの中学校、すなわち旧武生水中学校、旧勝本中学校、旧石田中学校、旧田河中学校の建設された年度について、通告はいたしておりませんが、お尋ねをいたします。

次に、(4)芦辺町中学校統廃合に関する協議会での市長の考え方についてであります。

1 2月4日の同協議会で市長は、協議会で出された決議文を深く受けとめた上で私の考えをお伝えしたいと話をされておられます。市長も中学校の統廃合をするために苦渋の回答をされたと思いますが、そのことについて、市長の考え方についてお尋ねをいたします。

市長は、まず、平成23年度中の新校舎着工については困難である。その理由は3点ある。1点目は、現在、新校舎建設は市の長期計画に含まれておらず、国の補助がつかない。2点目、そのことによって起債なしで行うとなれば、財政的担保もなく、市単独での建設は無理である。3点目、芦辺町だけ新しく建てることはできず、既存校舎を最大限利用することが必要であると考えているということについては、私も理解はいたします。また、建てかえの場合は、学校の耐用年数、あるいは耐震化への対応など、もろもろの関連もあり、学校の建設はいつとは言えないとも言われており、私もその考え方には全く同感で、そのとおりだと思います。

しかしながら、報告会会議結果概要報告書による市民の方との質問や要望についての市長の回答や前後の発言等を見る限りでは、1番目の長期計画にのせて、そしてまた2番目の起債のめどがつけば、これ2点がクリアできれば、その先には新中学校建設ありきのように私には思われます。市長はどのように考えておられるのか、以上4点について、市長及び教育長の答弁を求めます。

議長（牧永 護君） 須藤教育長。

〔教育長（須藤 正人君） 登壇〕

教育長（須藤 正人君） 11番、中村出征雄議員にお答えをいたします。

壱岐市中学校規模適正化につきましては、平成23年4月にスタートできるように計画をいたして進めております。現在までの進捗状況からも、十分このことは実現できるものととらえております。

具体的な進捗状況を申しますと、郷ノ浦町と勝本町におきましては、統廃合に必要な準備内容の検討を両町ともに5つの専門部会を開きまして行っております。これまで各専門部会がそれぞれ2回から5回開かれております。専門部会によりましては、幾つかの固まった検討結果が見られるようになってまいっております。この後、町ごとの準備委員会を開催いたしまして、各専門部会からの報告内容を総合的に協議をいたしまして整った内容から決定をしていきたいと思っております。ただし、他町との調整が必要な場合や大幅な予算を伴うことにつきましては、別途検討をまいります。

今後も各専門部会の実施を繰り返しまして、一定の時期に報告内容を準備委員会で取りまとめいただきまして、それぞれの町の準備作業の進捗を計画どおりに進めてまいりたいと思っております。石田町につきましては、8月開催の準備委員会の中で、石田町は準備委員会のみで開催としまして新たな学校づくりに必要な準備内容の検討を行うと決められております。また、次回

の準備委員会の開催は、郷ノ浦町、勝本町の決議内容を踏まえながら行う必要があることから、郷ノ浦町と勝本町の2回目の準備委員会の後に行うとされております。現在のところ、石田町のその会は来年1月を予定いたしております。

専門部会での問題点は出ておらないかとのお尋ねでございますが、現在のところ問題点は出ておりません。準備内容につきましては、教育委員会事務局で、ある程度のたたき台をお示しをいたしております。検討していく中で出てくる課題を部員相互で解決しながら進めることができいております。

あと、スクールバスの運行でございますが、スクールバスの運行は専門部会の通学部会で検討をしております。町ごとに作成をしておりますバスルートの教育委員会思案をもとにいたしまして話し合いを進めていただいております。なるべく遠距離通学が緩和できるようにルートの工夫をしたり本数をふやしたりしております。一番遠距離になるところで約10キロメートルで、バスの所要時間で約20分程度のルートがございます。また、どの町のルートも検討中でございます。今後安全面を十分配慮しながら、さらに協議を進めていきたいと思っております。

次に、芦辺町の中学校統廃合に関する協議会における決議文の内容を3点申し上げたいと思っております。

まず1点は、芦辺町も町内1校の中学校統廃合を実施すること。統合校として開校する校舎の位置については、旧3校地区 田河、那賀、箱崎でございますが のほぼ中央として、壱岐市ふれあい広場を含む周辺を活用する場所とし、早急に進める。ただし、防災安全対策については、行政主導による万全の対策と訓練計画等を講ずることを第一義とするものとする。

2番目に、新たな校舎の建設については、統廃合がスタートする平成23年度より建設着工、もしくは着工に順ずる計画を早急に作成、具現化するものとする。

3点目でございますが、新たな校舎の着工から完成までの間は、壱岐市中学校統廃合に関する懇話会の答申で決定した既存校を活用し、平成23年4月には計画に沿い、統廃合をスタートするものとする内容でございます。この分に対する市長のお考えは、この後市長から話をさせていただきます。

それと、芦辺町につきましては、芦辺町の準備委員会や専門部会は来年1月に開催をする予定をいたしております。芦辺町につきましても、今までの6回の協議会の協議がございましたので、中学校統廃合に対します意識というものは他町と比べまして何ら劣ることはないと思っております。これまで5カ月間の時の流れは挽回できるものと確信をいたしております。

それと、各4町それぞれ同じでございますが、新しい学校づくりへ向けましての地域や保護者の方々の御要望等を準備委員会や専門部会の中で伺いながら進めてまいりたいと思っております。

それと、済みません、スクールバスを利用する子供が何%になるかということでございますが、

壱岐市全体で924名の生徒中288名が該当になるととらえております。全体の31.2%がスクールバスを活用することになります。

それと、あと建設の年度を申し上げます。武生水中学校が昭和36年度でございます。勝本中学校が昭和53年度でございます。石田中学校、昭和36年度、田河中学校、昭和37年度でございます。耐用年数は60年となっております。

今後の建設年60年を迎えます年数を申し上げますと、武生水中学校が12年後、勝本中学校29年後、石田中学校12年後、田河中学校13年後ということになります。

以上でございます。

〔教育長（須藤 正人君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 芦辺町中学校統廃合に関する協議会からの決議文を受けてどういう考えを持っているかということでございます。

その文面どおりにとっていただいて結構です。他意はございません。そこで、私がこの芦辺町中学校統廃合に関する協議会に感謝をいたしましたのは、平成23年度建築もしくはそれに順ずる形でということございました。それはふれあい広場付近に壱岐市第4中学校の新校舎を建てる調査をするということ、そういうふうにとっていただいたことでございます。そしてまた、決議文にありますように、建築しなければならぬ時期が来たら、もしそこが適当であれば、そこに建築しますよ、あるいはそれが違うというところであれば、またそこに建築します。いわゆる建てかえる場合は、現田河中学校ではございませんよということをお願い、御了承をいただいたところでございます。

そして、先ほど言われました、その先に建設ありきという考えがあるんじゃないかということでございますけど、それは先ほど申し上げますように全くございませんで、それは耐用年数かもしれません、あるいは耐震の調査かもしれません、あるいは耐用年数よりもっともつかもしれません。それは建てかえ時期が来たときということで御理解いただきたいと思っています。そして、今、耐用年数の4中学校の新中学校の耐用年数、教育長が申し上げましたけれども、私は勝本中学校を除いて、あと十二、三年で耐用年数が来る。そういう中で、正直申し上げて3校連続して10年後に建てられるのかという気持ちを持っております。そういう意味からしても、私は申し上げますけど、次の統合の話がもしかしてあるんじゃないかと、あるかもしれないと、そういうことも考えている次第でございます。したがって、今回、芦辺町中学校統廃合に関する協議会に申し上げましたことは、文面どおりに解釈していただきたいと思っています。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 中村出征雄議員。

議員（11番 中村出征雄君） 今、白川市長の もちろん教育長のほうは了解しました。ただ、一番遠いところで10キロということですが、最低は何キロ以上か後で御答弁をお願いします。

それから、芦辺町の協議会での市長の考え方については、今おっしゃられたことで建設ありきでない。もし田河中学校をこの次に、もう耐用年数、あるいはいろんな耐震化の問題でどうしても建てかえなくてはならない、そのときには今おっしゃるようなところに考えているということであれば私も理解をいたします。

それから、ちょっとあと4点ほど確認やお尋ねをしたいと思います。まず1点目のスクールバスの運行に係る経費については、全額地方交付税で交付されると私は理解しておりますが、そのとおりなのか確認をいたします。

それから、2点目の、もう小中学校についても、いずれ建てかえる時期が来ると思います。そうした場合には、やはりまだその10年以上、あとありますが、いつかの時点では、やはり耐用年数等を考慮して建てかえる時期が来ると思いますので、そのときには、基本的に私は建てかえについては、耐用年数が過ぎて、そして耐震診断の結果、危険度の高い施設から、今現在、国が事業仕分けをやっておりますのと同様に、やはり壱岐島内を見据えて優先順位をつくるべきじゃないかと、こういうふうを考えておりますが、それに対して市長はどういうふうに思われているのか。

それと、もう一つは、あえて聞かなくてもいいわけですが、もし新しく中学校をつくるとした場合、当然規模によっても違いますが、仮に芦辺中学校を新しく今つくるとしたら、どの程度の概算事業費がかかるのか、そしてその財源については、どのようなものがあるのか、もし市長がわかっておられる範囲でお尋ねをします。一応3点ですね、スクールバスの交付税、それから2点目には、今申しあげました新たにつくるとした場合どの程度か、財源はどのようなものがあるのか、それとやはり建てかえの場合には、基本的には私は耐用年数を過ぎて耐震診断の今度の結果を待って、危険度の高いところから今国の事業仕分けと同じように壱岐全島を見据えて、いつかは計画的に計画をしなくてはならないか、その考え方について3点について再度お尋ねをいたします。

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） お答えいたします。

1点目はスクールバス、それから芦辺中学校建てる場合の規模、それから財政についてです。

スクールバスにつきましては、確かに地方交付税の算定基礎になっております。ただし、これ

につきましては、対象になっておりますけど、100%かどうかということにつきましては、その児童生徒数、そういったものによって変わるようございまして、必ずしも100%ではないということのようございまして。

それから、もし今の学校規模で芦辺の中学校を建てるといたしましたときには、施設といたしまして普通教室、特別教室、管理室、体育館、プール、グラウンド、相撲場等が必要となりまして、このための敷地が3万平米程度になると、3町歩程度になると思っております。

また、その事業費につきましては、用地購入費等を含め、約25億円から30億円ほど必要となると思っています。財源につきましては、国費の安全安心な学校づくり交付金の補助制度がございまして。補助率は原則2分の1となっておりますけど、昨日御指摘のありました離島振興法の補助等々も上乘せは若干あると思っておりますけれども、ただしこれは御存じのように、基準額というのがございまして、実際には例えば平米10万円かかるとしても基準額は8万円であるとか、そういった国の制約がございまして、必ずしも2分の1あるということにはならないと思っております。

ただし、その補助残につきましては起債がございまして、学校教育施設整備事業の補助がございまして、その起債につきましては、国庫分に係る分については90%の充当率でございまして。また単独部分についても75%の充当率でございまして、起債の充当率等についても非常に高いものがございまして。ただし、初期投資というのはかなりの金額になるということでございまして。(発言する者あり)

そのとおりでございまして、耐用年数、それから耐震診断の結果、そして実際にどういうふうに見えるのかという、そういったものも含めて優先順位をつけたいと思っております。

〔市長(白川 博一君) 降壇〕

議長(牧永 護君) 中村出征雄議員。

議員(11番 中村出征雄君) 1点目については終わります。

次に、質問の2点目、公共施設小中学校等の耐震診断の状況についてであります。 (1) について、小中学校の耐震診断については、今回の補正予算で小学校10校、中学校1校、体育館4校分について耐震診断の予算を計上されており、当初予算にもたしか何校分か計上されておったと思います。今回の補正予算によって、中学校の統廃合で廃校の分は除いて、すべての学校の第2次の耐震診断が完了するかどうか、まず第1点目にお尋ねをします。

次に、(2) について、市内の小中学校は、ほとんどが建築基準法改正前の、恐らくもう40年以上の建物がほとんどと思いますが、もう中学校は聞きましたから結構です。小学校について、壱岐島内で一番古い学校から、できれば3校か4校ぐらい上げていただいて、それぞれの新築された年度についてお尋ねをいたします。

次に、(3)について、耐震化のための改修事業費は、当然耐震診断の結果、あるいは学校の規模等によって事業費が異なると思います。私が質問するのもどうかと思いますが、吉岐全体で大体どの程度の、事業費をもし概算でもわかっておれば見込んでおられるのか、わからなければ結構です。そしてまた改修費についての財源はどのようになるのか。それと同時に、現在合併特例債があるわけですが、この合併特例債対象事業にはならないのかどうか、あわせてお尋ねをいたします。

それから、次の(4)学校施設は子供たちが1日の大半を過ごす教育の場であることはもちろんのこと、災害時には市民の避難場所でもあり、大きな役割を担っております。財政上の問題もあるうかと思いますが、市長はその改修について、どのような考えを持っておられるのかお尋ねをいたします。

また、22年度の新年度予算に何校分かの改修費を予算計上するお考えがあるのかないのか、あわせてお尋ねをいたします。

次に、5番目、学校以外の公共施設、保育所、あるいは幼稚園、市役所、その他の施設等について、耐震診断の実施の状況についてどのようになっているのか。以上、5点についてお尋ねをいたします。

議長(牧永 護君) 須藤教育長。

〔教育長(須藤 正人君) 登壇〕

教育長(須藤 正人君) 11番、中村出征雄議員にお答えをいたします。

まず1番につきましては、建築基準法の耐震基準施行以前、昭和56年5月31日以前でございますが、建築された建物は小学校で37棟、中学校21棟、幼稚園5棟の合計63棟となっております。このうち耐震診断が済んでおりますのが小学校4棟、中学校1棟の5棟となっております。また、本年度の当初予算で小学校7校の12棟と中学校3校の6棟の合計18棟分と今回の12月補正で小学校10校の13棟、中学校1校の2棟と体育館4棟を計上させていただいております。

その理由といたしましては、財源であります長崎県市町村振興協会耐震化対策基金の対応が平成22年度までとなっておりますので、予算をお願いをいたしているところでございます。あわせて診断結果を県の判定委員会に申請をすることとなりますけれども、県下的に申し込みが非常に多いために、平成22年度末までに事業を完了するには判定委員会への早目の予約が必要となりますので、前倒しをさせていただいて計上をさせていただいているところでございます。

なお、22年度までにはすべての耐震診断が終わりませんで、校舎は終わりますけれども、あと小学校体育館8棟、中学校体育館3棟、幼稚園の園舎が5棟分が残っております。これは23年度に予算的なものをお願いいたしまして、平成24年度までには完了をする計画をいたし

ております。

2番につきましては、御質問の学校は昭和32年12月に建築をされました盈科小学校の校舎でございます。耐用年数が60年となっておりますので、既に52年を経過いたしております。申しわけございませんが、最も古いところということでございまして、盈科小学校、後でまた2番、3番はお伝えをしたいと思います。

それと、3番につきましては、議員さんよくわかっておられるので少し優しいお声になったので安心しておるんですけども、耐震化補強工事費につきましては、第2次耐震診断の結果によつての設計でございまして、非常につかみにくうございます。それぞれの学校で異なっておりますので、金額的なことは御勘弁をいただきたいと思ひます。といいますより、金額的なものを出しておりません。財源につきましては、文部科学省補助金の安全安心な学校づくり交付金と合併特例債等になろうかと思つております。

4につきましては、すべての2次診断結果が出てからの財源確保を行うようになります。

5につきましては、教育委員会分といたしましては、幼稚園舎の5棟が第2次耐震診断を平成22年度以降に計画をしておるところでございます。

以上でございます。

〔教育長（須藤 正人君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 公共施設の学校以外、幼稚園を含めまして学校以外の分についてお答えをいたします。

現在、建築物の耐震化につきましては、国の基本方針で平成27年度までに耐震化率を90%にすることを目標といたしております。対象となる公共建物建築物は、昭和56年5月31日以前に建築された特定建築物で用途によって規模等の要件が変わつてまいります。

ちなみに、庁舎の場合ですと階数3階以上かつ1,000平米以上の建物が該当いたします。吉崎市が所有する特定建築物は全体で23棟ございますが、そのうち該当する建物が7棟となっております。耐震化の計画といたしましては、多数の者が利用する建築物から優先して耐震診断を行つていく上で、今年度につきましては国民宿舎吉岐島荘と石田町社会総合福祉センターの2棟の耐震診断を行つております。その他の物件に関しましては、今後その施設をどのように活用していくのか、防災の立場から検討し、優先順位を決めて年次的に対処したいと考えております。

次に、保育所等でございますけれども、保育所につきましては、階数が2以上かつ500平米以上というのが特定建築物に指定されておりますが、本市では該当施設はございません。また旧

子供センター、八幡児童館、これにつきましても階数2以上、かつ1,000平米以上という基準を満たしておりませんので該当いたしません。

それから、その財源はどういうふうにするかということでございますけれども、御存じのように特例債も25年まででございます。ですから、ほぼ使えないということでございます。

それから耐震についての考え方でございますけれども、学校も含めまして、どれほどの事業費がかかるか皆目検討もつかないというのが実情でございます。そこで、福岡西部沖地震が3年前にございました。あれ以上の地震が来ないことを祈るばかりでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 中村出征雄議員。

議員（11番 中村出征雄君） 財源の教育長がおっしゃった安全安心の関係では補助率は幾らなのか、昨日同僚議員が離島振興の関係で質問しておられましたように100分の55%なのかどうか、後で御答弁をお願いします。

それから、今のお答えではまだ診断の結果も出てないので新年度予算には全く計上は無理なようではありますが、特に学校は先ほど申し上げたように、子供が大半を過ごす場所と、そしてやはり災害の場合には市民の避難の場所でもありますので、何年度ぐらいからその学校の耐震化に対する改修にかかる予定なのか、そのある程度の着工する目標年次の。なかなかおっしゃるようには幾らかかるかわかりませんが、とにかく最初に、もう来年度は私は質問してありましたら、もう恐らく1校もないと思いますので。例えば23年度、あるいは24年度からでもぜひ順次着工したいというお考えがあれば、再度御答弁をお願いします。

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 着工を急ぎたいわけでございますけれども、私はやっぱり耐震診断を早くしてと思っております。そして耐震I s値が物すごい低いものが出たときは、それは着工せないかんと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 須藤教育長。

〔教育長（須藤 正人君） 登壇〕

教育長（須藤 正人君） 安全安心な学校づくり交付金は、議員が仰せられるように100分の55でございます。それと、小学校の2番目に古い設置校が昭和37年にできました瀬戸小学校でございます。その次の第3位が昭和39年にできました霞翠小学校でございます。

それと、スクールバスの一番短いルートということでございましたので、お答えをさせていただきたいと思っております。6キロと6.2キロというルートがございます。これはともに渡良方面の

ルートでございます。約10分バスでかかるという資料を持っております。

以上でございます。

〔教育長（須藤 正人君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 中村出征雄議員。

議員（11番 中村出征雄君） かなり莫大な金額がかかると思いますので、でき得ることならば25年度合併特例債を借りれる時期までに、何校かでもぜひ少しでも、恐らく先ほどおっしゃったのは安全安心の部分が100分の55ということでありますが、多分それについてもいろいろ基準単価等があるかと思っておりますので、やはり私は特例債のほうが有利な資金であるから、できるだけ先般の9月議会にも市長に申し上げましたが、市長もぜひ100%消化するように努力する。そしてもし特例債に不足が生じた場合には、県立の埋蔵文化財センター分を市の分を県が借りておるので、その分については、ある程度何らかの増額の話も県にしたいというお話でありましたので、とにかく特例債の有効利用について、今後十分検討していただくことを申し上げて私の質問を終わります。

〔中村出征雄議員 一般質問席 降壇〕

議長（牧永 護君） 以上を持って、中村出征雄議員の一般質問を終わります。

議長（牧永 護君） ここで暫時休憩します。再開を2時55分とします。

午後2時44分休憩

午後2時55分再開

議長（牧永 護君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。次に、19番、小金丸益明議員。

〔小金丸益明議員 一般質問席 登壇〕

議員（19番 小金丸益明君） 最後の質問者になりました。隔絶な質問で大変恐縮ですけども、最後までおつき合いをお願いいたします。

質問内容は、通告書の質問の要旨に書いているとおりでありまして、あといかに装飾して質問しようかと、時間をつぶそうかと、我ながら悩んでいるところでございます。

また、きょうは音嶋議員が花を咲かせようと強烈な御意見も言われておりましたし、朝は朝で瀬戸口議員が耕作放棄地のことで力を込めて言われておりましたが、私は花より前に芝を、耕作放棄地の前に政策放棄地をどうかしてくれということで質問に移らせていただきたいと思います。

通告書のとおり、ダイエー西側の空き地整備について、まずお尋ね申し上げます。

これは、昨年、ちょうど1年前の12月定例会におきまして、幼保教育の現場において、園庭

を芝生化して情操教育をより充実させてはかがかと市長に提案をいたしました。その足がかりとして、ダイエーのところも試験的にどうだろうかというような質問をしてみました。これは前回は御紹介いたしましたように、鳥取方式ということでマスコミに大きく取り上げられましたが、はだして遊び、群れをなして外で遊ぶという幼児期の子供たちが当然なしてしかるべき行動が最近見られないと。そういうことで、情操教育においても大いに問題ありということで、園庭や校庭等を芝生化して子供の情操教育に役立てようじゃないかという取り組みが鳥取でなされて、マスコミにも大きく取り上げられて、また今日でもその政策が非常によいものと評価されていると私は認識いたしております。

その問題の政策放棄地でございますけども、本市においては合併直後に瀬戸浦会や近隣公民館長の連盟で、あそこを芝生化して公園化して活用しようという要望もなされておりました。そして私の一般質問もあったわけでございますが、早速市長は本年の当初予算におきまして、その足がかりとして芝の移植、そして管理状況を見ようというすばやい対応をとっていただきました。現在に至っているわけでございますが、あの付近を通られた方は御存じと思いますが、まずまずの芝も活着をいたして良好だと私も判断いたしております。そのほか一般質問の本旨は情操教育にひっかけて私は言いましたが、その苗床も良好ということで、その後の活用法について、改めて市長の御所見をお伺いしたいと思っております。きょう質問に立ったわけでございます。

あそこは市長も芦辺町民でありながら、あの光景はずっとご覧になっていると思っております。九州郵船の玄関口でもあります。そしてダイエーもあって商業集積地ということもあります。重ねて公共施設でありますつばさ、そしてふれあい広場もございますし、島内の有名な行事、新春マラソン等々初め、相当な交流ゾーンになっております。空き地もそれなりには活用されておりますけども、一口に言えば荒地、遊休地でございます。ですから、そういう交流ゾーンの活用用地としても、そのまま放置すべきじゃなかと痛感いたしております。また、私、提言いたしました園庭や校庭への芝生化は、それも考えていただきたいんですけれども、まずあそこを全面的に芝生化をもうする時期じゃなかと。そしてそこで情操教育にも役立てて、これならいいというような現場の保育士さんあたりの声も聞こえてくるんじゃなかと。その時期が来たときに、園庭等の芝生化にも着手できるんじゃなかと。思います。

そういう観点から、市長の空地に関する御所見をまずお伺いしたいと思っております。よろしく願いいたします。

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 19番議員、小金丸益明議員の御質問にお答えをいたします。

ダイエー西側空き地整備についてということでございます。芝の発育管理面を検証すべく試験

的に植栽された苗床も順調に活着していると。海の玄関口、各種イベントの交流ゾーンとして、用地整備の面からも全面芝生化に踏み切る時期と考えるがどうかということでございます。現在、ダイエーの駐車場隣接地において、約2,000平方メートルの面積で鳥取芝を試験的に栽培をいたしました。

御承知のとおり、この芝は成長が早く、人に優しく植生が強いとのことで、試験的に実施をいたしましたところ、昨年4月中旬に開始をいたしましたものの、一時は干天続きで活着発芽で大変心配をいたしましたけれども、その後は順調に成長いたしているところでございます。散水をいたしましてどうにか活着させましたところ、やはり私たちが想像した以上に成長が早いという状況でございます。旧芦辺町時代に漁業集落環境整備事業の一環で造成し、いまだかつてその利活用が見えず、また海の玄関口としてふさわしい場所としての対処に苦慮をしているところでございますが、この用地に、しかも大規模な設備を投資せず、かつ市民の方が気軽に利用できる芝生化をと言う要望でございます。この芝生化ができれば、やはりあの膨大な土地でございますから、想像をいたしましてもすばらしいだろうなと思っているところでございます。しかしながら、実施に向け、試算をいたしました結果、敷地造成工事で約3,400万円、配管散水設備工事250万円、芝刈り機械350万円等で約4,000万円必要であるという試算が出ました。これを単独財源ということになりますと非常に厳しゅうございます。

現在、皆さんも御存じのように一般廃棄物処理施設整備事業、ごみ処理施設、し尿処理施設、そして給食センター、特養ホーム等々ございます。そしてまた合併特例債の償還も始まります。

こういった中で、少なくとも22年、23年度においては事業は難しいと思っております。24年度以降に考えさせていただきたいと、そのように思っております。必要性はわかりますけれども非常に厳しいという状況でございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 小金丸益明議員。

議員（19番 小金丸益明君） 昨年の一般質問では、前向きにすぐ市長は行動していただきましたので、今回確認の意味で一般質問に立ちましたので、それはすぐやりましょうという答えが出るんだろうと思ひまして、再質問はその方向で書いておりましたけども、4,000万円という高額な試算を私も初めてききまして、4,000万円投じてあそこを芝生化というのも、簡単にはなかなか財源の問題も非常に厳しゅうございますし、幾ら名市長といえども、決断ができませんのは当然かなと聞いてわかるんですけども、本当にやりませんですね。（笑声）

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） すぐにやると言ったのは、試験をやると言ったわけでございます、全

体をやるということではございませんで、しかし今申しますように4,000万円という金はちょっと単独では今出せないというのが現状でございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 小金丸益明議員。

議員（19番 小金丸益明君） 普通の議員さんだったら、ここで引き下がられると思いますけども、4,000万円は法外と思います、投資するには。ですから、もうちょっと工夫されてできる範囲での芝生化、今の苗床の2,000平米プラス2,000平米とかぐらいでも、その部分は早急に検討されて僕は着手されるべきじゃなからうかと思えます。

というのが、この会場にいらっしゃる皆さん感じてあると思えますけども、あそこにセイタカアワダチソウが物すごい繁茂する時期がありまして、あれ見ただけでも、うんざりしますし、市長今答弁で言われましたように、構築物を建てて将来に禍根を残すような政策もできないと思えますが、芝生化程度は、いざ何かというときにはもうどうでもできると思うんです。ですから、もしその全面芝生化がだめであれば、もうちょっと芝生の拡張を考えていただいて、そして年間を通じて計画的な管理をそしたらお願いしたいんです。二、三カ月に1回、きちっと雑草刈りですね、芝を植えなくとも。そうせんと、今のようはずっと放置するのは、もう物すごく僕は市政として無政策であり、先ほどもおっしゃいますように政策放棄地と思えますよ。その点、詳しい答弁じゃなくて、方向性だけでも、市長、明言をお願いいたします。

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 拡張するにいたしましても、全体の勾配を考えて拡張せないかんと考えますし、それが技術的に部分的に例えば少し拡張するのが全体の勾配を見たときに実施できるのか、そういった点、それから安上がりする方法はないのかという点、それから管理機械、これも何百万円ということでございますけど、それがやれるのかという点、その辺ももう一度研究をしてみたいと思えますし、確かにあそこを今畜産農家の方に草を切っていただいているような状況でございますけども、それは牛の飼料としてですね。でもあそこは本当に見苦しい状況でございます。その点につきましては、考えさせていただきたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 小金丸益明議員。

議員（19番 小金丸益明君） もう粘りませんが、その方向でぜひ、せっかくの機会ですから、芝の若干の拡張と、今市長が言われたように見苦しさを解消していただければ、その財政面との兼ね合いもありますから、それ以上は強要はいたしませんけど、ぜひ景観の改善だけは早急に取り組んでいただきたいと思います。

1 項目めにつきましては、これで終わります。

次に、2 項目めに移ります。芦辺漁港大石岸壁昭和町周辺の環境改善についてということで通告をいたしております。

これも質問の要旨で大体おわかりと思いますけども、いわゆる「かねや別館」から直線でふれあい広場までの海側の用地の件ですけども、あそこは今、魚礁や消波ブロックの製作ヤードとして、もう日常的にかつ恒常的に使用されております。あそこは大体、我々の小さいころは砂浜の海岸線であって、旧芦辺町の施策の一環として、県の関与もあったと思いますけども、現在のよな集落ができたわけです。

聞き及びますに、昭和60年にあそこの分譲が始まって、約20年余りで今の町がやっと形成されたという経緯がございます。それで、あそこの分譲も60年から始まったわけですけども、一斉にあれが分譲が完了したわけではないんです。徐々に徐々に買い手がついて、徐々に徐々に町の形成ができてきて現状に至るというような感じでございます。分譲直後から、あそこは製作ヤード化しておったわけです。しかし、町が形成されるのが年次的にされて、公民館の公民館的権利が徐々に徐々に形成醸成されて現在に至っているわけで、先に住まわれた方もずっとその製作ヤードに悩まされてた状態です。

しかし、恒常的にあるものですから、一人が文句言ってもどうもならんという半ばあきらめの感じでずっと経過しておったわけですけども、ことしになって、公民館長の肝いりもありまして、住民の苦悩が爆発して、「これはどうかせないかん」ということで公民館でも問題が顕著になったわけです。それで、そのいきさつも私の耳にはずっと入っておりまして、担当課等に相談してみてもということで、市の水産課を窓口で苦情の処理に当たっていただいたということございまして、市の水産課ですけども窓口になられて、その対応は物すごく住民も褒めてありまして、水産課が窓口になって県の担当を招いて、かつヤードを使用する数社も交えての会を2回ぐらいされたらしいです。それで、その協議会を2回やられて、住民の意見も酌み取っていただいた後は、その20年前から最近までの状況とは相当変わったようです。業者も行政の指導に耳を傾けていただきまして、ヤードの使用法も相当変わって、迷惑度は少しは低下したと。ですからその意味は認めてくれということです。

しかしながら、関係者に聞きましても、あそこは大体製作ヤードじゃなくて漁業関連施設用地としての確保整備がなされて今日に至っておると。ですから、その根本的に市長に問いたいのは、目的外使用が漫然と20年余り続いているわけです。その辺は市長としてはどう考えておられるのかと。その協議後の業者の製作ヤードの使用法については少し配慮をいただいているが、粉じん、振動、型枠とコンクリートを外すときの乱打音ですね、ぱんぱんやる音、8時半ぐらいから5時過ぎぐらいまでの日中で、夜間はもちろんありませんけど。それと、そのヤードから運搬す

るために釣り上げてやるクレーン船の音、もう日中の安寧はないと言っても過言ではないと。それで粉じんに関しては洗濯物が外に干せない、そういう現況がずっと続いているわけです。その点、市長はもうおわかりでしょうから詳しくは説明しませんけども、そういう状況について市長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 芦辺漁港大石岸壁昭和町周辺の環境改善についての御質問でございます。

潜在していた危険が顕在化したということでございます。目的外使用が20年も継続されている現状、抜本的に改善すべきだという御質問でございます。

議員御指摘のこの用地は、芦辺漁港計画の一環の漁港施設用地として整備がなされ、またあわせてその背後地も分譲を前提に埋め立てられたものであります。その分譲地を生涯の安住の地、安らぎの地として購入された住民の方々に対しては、前面用地の目的外使用に伴いまして、日々まことに不快感を与え、御迷惑をおかけいたしております。

御承知のとおり、主に海上工事の場合、どうしても消波ブロック等、製作のための広大なヤードを要するものが多く、このため壱岐市の西側海域の工事でありましたならば、郷ノ浦港の鎌崎地区、東側海域でありますならば芦辺漁港の大石地区を利用する形態が実情となっております。残念ながらそうなりますと、どうしても議員御指摘の粉じん、振動、騒音が発生することになり、この地区の住環境を脅かす結果となっております。

そこで、まことにおくればせながらではありますが、8月に地元自治会長さんからの要望に基づきまして、これらの対策に関して県市はもちろん、利用業者を集め、その対策について検討して、第1回目の地元説明会を9月26日に実施いたしました。その会合の中で、さらにいろいろな意見要望が出されたため、再度持ち帰り、業者を集め、検討の結果を再度11月4日に地元説明会を実施いたしました。協力をお願いしたところでございます。

その内容といたしましては、年2回、春と秋に利用業者でヤード周辺の清掃を終日かけて実施する。船舶の出入港時間を午前7時から午後6時までとする。ほこりのする荷揚げ物については散水をして運搬をする。荷を積んだトラックは海側を通行し、空車の作業車が本通りの道路を走行するなどの内容であります。ただし、型枠の組み立て、解体時にねじを締めたり緩めたりするインパクト音、あるいは脱落時の型枠とコンクリートとのすき間を発生させるために生じる騒音については、残念ながら解消の手だてが見えない状況であります。

また、このヤードの利用については、何年まで使用し続けるのかとのことでしたが、壱岐市の市営工事につきましては、現在八幡浦漁港、諸津漁港が実施中でありまして、諸津漁港は今年度で完了いたします。したがって、八幡浦漁港のみが事業を継続となり、このままの

事業ペースで進捗いたしますならば、平成24年度で完了の予定であります。ただ、危惧いたします点としましては、政権交代がなされ、これまでどおりの予算配分がなされるか少々疑問点が残っております。また芦辺漁港の所有者であります長崎県、そして大石漁港施設用地の目的外使用に関して将来的に制限を加える考えについて協議をいたしました。しかしながら、現段階ではその制限を加えることはないとの返事でありました。

壱岐市といたしましても、公共事業の進捗を図る観点からも、ある一定の工事規模でヤード等を要するものに関しましては、それなりの用地が必要でありますため、可能な限り官民一体となった対策を講じて地元住民の方々の御理解と御協力を得られますよう今後とも努力してまいりたいと考えております。

具体的にこう思う、こうせないかんということについて言明できないのが残念でございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 小金丸益明議員。

議員（19番 小金丸益明君） 今私が言いましたように、地元と行政、そして業者と協議されて、その地元が納得はしとらんわけです、理解はしとるわけです。そういうことかと。それで、一般質問するに当たり、私も地元の公民館長を初め、二、三御意見を聞いて、納得はしたけど理解できないと。で、白川市長を余りいじめんでくれということも言われた住民もおられました。

それで、私もあしたから全部どけなさいと、目的外使用じゃないかと論破しようかと思ってもおったんですけど、今言われましたように南の鎌崎、東の芦辺漁港で製作ヤードとして建造物をつくって沖に持っていくほうが物すごく利便性がいいと思うとです。工事関係者、そして発注側にとっては。しかしそれを容認すれば、あそこのヤードの使用が全く制限がつかんわけです。で、今市長も県と協議したけども、制限する気はないと県の答弁があったということですけども、町田議員じゃないですけども、県に文句言わんで市長に文句言うても始まらんとやなかるうかとは思いますが、大体あそこ、製作ヤードとして埋め立てますということであって、その後背地を住民に分譲しますとって、住民は買うとらんとですよ、うるさいのわかりますから。漁業関係施設用地でやりますよという用途で埋め立てて一部を分譲して、騒音なんかはないような感じで言われとったらしいです、当時も。それをふたを開ければ、多分県のもくろみが外れたと思うんです。昭和60年ごろから、あそこに水産関係の施設を持ってくるものがないのですから、現状も。それわかっとしてそういうふうにつくって、用地を使用する目的がないから転用を今しよるわけです、県の勝手な解釈で。使う用途がないから、もったいないから製作ヤードにして使いますと。明らかに目的外使用というのは認めているわけです、向こうも。それを今後緩慢と認めるという姿勢が、そこが許されんとですよ。だから市長の口からも、今まで恒常的にやってきたと。で、市の単独事業も24年度ぐらいには完成すると。だから24年度に新たに使用方法を協議す



か。吉岐の普天間問題ですよ。そう思いますよ。ぜひ、ここで言うても県が絡むことですから、無駄な時間も費やしませんけど、ぜひ住民の納得する方向で、一朝一夕にならんとお思いますけども、なるべく早い時期に全面撤去を念頭に市長の行動に期待をいたして一般質問を終わります。ありがとうございました。

〔小金丸益明議員 一般質問席 降壇〕

議長（牧永 護君） 以上をもって、小金丸益明議員の一般質問を終わります。

・ ・

議長（牧永 護君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

これで、散会します。お疲れさまでした。

午後 3 時 26 分散会